

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一 商法（明治三十二年法律第四十八号）	1
二 国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）	85
三 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）	99
四 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）	100
五 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）	101
六 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	102
七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	103
八 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）	104
九 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）	105
十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）	106
十一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	107
十二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）	108
十三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	109
十四 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	111

十五	倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）	118
十六	国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）	121
十七	原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号）	123
十八	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）	124
十九	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	125
二十	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）	129
二十一	船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）	130
二十二	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）	131
二十三	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）	132
二十四	保険業法（平成七年法律第五号）	134
二十五	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）	137
二十六	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	138
二十七	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第九号）	139

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 商法(明治三十二年法律第四十八号)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第七章 代理商(第二十七条―<u>第五百条</u>)</p> <p>(削る)</p> <p>第二編 商行為</p> <p>第五章 仲立営業(第五百四十三条―<u>第五百五十条</u>)</p> <p>第六章 問屋営業(第五百五十一条―<u>第五百五十八条</u>)</p> <p>第七章 運送取扱営業(第五百五十九条―<u>第五百六十八条</u>)</p> <p>第八章 運送営業</p> <p>第一節 総則(第五百六十九条)</p> <p>第二節 物品運送(第五百七十条―<u>第五百八十八条</u>)</p> <p>第三節 旅客運送(第五百八十九条―<u>第五百九十四条</u>)</p> <p>第九章 寄託</p> <p>第一節 総則(第五百九十五条―<u>第五百九十八条</u>)</p> <p>第二節 倉庫営業(第五百九十九条―<u>第六百八十三条</u>)</p> <p>第三編 海商</p> <p>第一章 船舶</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (同上)</p> <p>第七章 代理商(第二十七条―<u>第三十一条</u>)</p> <p>第八章 <u>雑則</u>(第三十二条―<u>第五百条</u>)</p> <p>第二編 (同上)</p> <p>第五章 (同上)</p> <p>第六章 (同上)</p> <p>第七章 (同上)</p> <p>第八章 運送営業</p> <p>第一節 総則(第五百六十九条)</p> <p>第二節 物品運送(第五百七十条―<u>第五百八十九条</u>)</p> <p>第三節 旅客運送(第五百九十条―<u>第五百九十二条</u>)</p> <p>第九章 寄託</p> <p>第一節 総則(第五百九十三条―<u>第五百九十六条</u>)</p> <p>第二節 倉庫営業(第五百九十七条―<u>第六百八十三条</u>)</p> <p>第三編 海商</p> <p>第一章 船舶及び船舶所有者(第六百八十四条―<u>第七百四条</u>)</p>

第一節 総則（第六百八十四条・第六百八十五条）

第二節 船舶の所有

第一款 総則（第六百八十六条―第六百九十一条）

第二款 船舶の共有（第六百九十二条―第七百条）

第三節 船舶賃貸借（第七百一条―第七百三条）

第四節 定期傭船（第七百四条―第七百七条）

第二章 船長（第七百八条―第七百三十六条）

第三章 海上物品運送に関する特則

第一節 物品運送（第七百三十七条―第七百四十七条）

第二節 航海傭船（第七百四十八条―第七百五十六条）

第三節 船荷証券等（第七百五十七条―第七百六十九条）

第四節 海上運送状（第七百七十条―第七百八十七条）

第四章 船舶の衝突（第七百八十八条―第七百九十一条）

第五章 海難救助（第七百九十二条―第八百七条）

第六章 共同海損（第八百八条―第八百十四条）

第七章 海上保険（第八百十五条―第八百四十一条）

第八章 船舶先取特権及び船舶抵当権（第八百四十二条―第八百五十条）

第一編 総則

（削る）

）

第二章 船長（第七百五条―第七百三十六条）

第三章 運送

第一節 物品運送

第一款 総則（第七百三十七条―第七百六十六条）

第二款 船荷証券（第七百六十七条―第七百七十六条）

第二節 旅客運送（第七百七十七条―第七百八十七条）

第四章 海損（第七百八十八条―第七百九十九条）

第五章 海難救助（第八百条―第八百十四条）

第六章 保険（第八百十五条―第八百四十一条ノ二）

第七章 船舶債権者（第八百四十二条―第八百五十一条）

第一編 総則

第八章 雑則

第三十二条から第五百条まで 削除

第二編 商行為

第五章 仲立営業

(定義)

第五百四十三条 この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

(当事者のために給付を受けることの制限)

第五百四十四条 仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

(見本保管義務)

第五百四十五条 仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならぬ。

第三十二条 この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

第三十三条から第五百条まで 削除

第二編 商行為

第五章 仲立営業

第五百四十三条 仲立人トハ他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第五百四十四条 仲立人ハ其媒介シタル行為ニ付キ当事者ノ為メニ支払其他ノ給付ヲ受クルコトヲ得ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第五百四十五条 仲立人カ其媒介スル行為ニ付キ見本ヲ受取りタルトキハ其行為カ完了スルマテ之ヲ保管スルコトヲ要ス

第五百四十六条 当事者間ニ於テ行為カ成立シタルトキハ仲立人ハ遅滞ナク各当事者ノ氏名又ハ商号、行為ノ年月日及ヒ其要領ヲ記載シタル書面ヲ作り署名ノ後之ヲ各当事者ニ交付スルコトヲ要ス

〔結約書の交付義務等〕

第五百四十六条 当事者間において媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（以下この章において「結約書」という。）を作成し、かつ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。

- 一 各当事者の氏名又は名称
- 二 当該行為の年月日及びその要領

2 前項の場合においては、当事者が直ちに履行をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。

3 前二項の場合において、当事者の一方が結約書を受領せず、又はこれに署名若しくは記名押印をしないときは、仲立人は、遅滞なく、相手方に対してその旨の通知を発しなければならない。

〔帳簿記載義務等〕

第五百四十七条 仲立人は、その帳簿に前条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 当事者は、いつでも、仲立人がその媒介により当該当事者のために成立させた行為について、前項の帳簿の謄本の交付を請

②当事者カ直チニ履行ヲ為スヘキ場合ヲ除ク外仲立人ハ各当事者ヲシテ前項ノ書面ニ署名セシメタル後之ヲ其相手方ニ交付スルコトヲ要ス

③前二項ノ場合ニ於テ当事者ノ一方カ書面ヲ受領セス又ハ之ニ署名セサルトキハ仲立人ハ遅滞ナク相手方ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第五百四十七条 仲立人ハ其帳簿ニ前条第一項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

②当事者ハ何時ニテモ仲立人カ自己ノ為メニ媒介シタル行為ニ付キ其帳簿ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第五百四十八条 当事者カ其氏名又ハ商号ヲ相手方ニ示ササルヘキ旨ヲ仲立人ニ命シタルトキハ仲立人ハ第五百四十六条第一項ノ書面及ヒ前条第二項ノ謄本ニ其氏名又ハ商号ヲ記載スルコトヲ得ス

第五百四十九条 仲立人カ当事者ノ一方ノ氏名又ハ商号ヲ其相手方ニ示ササリシトキハ之ニ対シテ自ラ履行ヲ為ス責ニ任ス

第五百五十条 仲立人ハ第五百四十六条ノ手續ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

求することができる。

(当事者の氏名等を相手方に示さない場合)

第五百四十八条 当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたときは、仲立人は、結約書及び前条第二項の謄本にその氏名又は名称を記載することができない。

第五百四十九条 仲立人は、当事者の一方の氏名又は名称をその相手方に示さなかったときは、当該相手方に対して自ら履行をする責任を負う。

(仲立人の報酬)

第五百五十条 仲立人は、第五百四十六条の手續を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

2 仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。

第六章 問屋営業

(定義)

第五百五十一条 この章において「問屋」とは、自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入れをすることを業とする者

② 仲立人ノ報酬ハ当事者双方平分シテ之ヲ負担ス

第六章 問屋営業

第五百五十一条 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

をいう。

(問屋の権利義務)

第五百五十二条 問屋は、他人のためにした販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。

2 問屋と委託者との間の関係については、この章に定めるもののほか、委任及び代理に関する規定を準用する。

(問屋の担保責任)

第五百五十三条 問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときに、自らその履行をする責任を負う。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

(問屋が委託者の指定した金額との差額を負担する場合の販売又は買入れの効力)

第五百五十四条 問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売又は買入れは、委託者に対してその効力を生ずる。

(介入権)

第五百五十二条 問屋ハ他人ノ為メニ為シタル販売又ハ買入ニ因リ相手方ニ対シテ自ラ権利ヲ得義務ヲ負フ

②問屋ト委託者トノ間ニ於テハ本章ノ規定ノ外委任及ヒ代理ニ関スル規定ヲ準用ス

第五百五十三条 問屋ハ委託者ノ為メニ為シタル販売又ハ買入ニ付キ相手方カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ自ラ其履行ヲ為ス責ニ任ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第五百五十四条 問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨリ廉価ニテ販売ヲ為シ又ハ高価ニテ買入ヲ為シタル場合ニ於テ自ラ其差額ヲ負担スルトキハ其販売又ハ買入ハ委託者ニ対シテ其効力ヲ生ス

第五百五十五条 問屋カ取引所ノ相場アル物品ノ販売又ハ買入ノ委託ヲ受ケタルトキハ自ラ買主又ハ売主ト為ルコトヲ得此場合ニ於テハ売買ノ代価ハ問屋カ買主又ハ売主ト為リタルコトノ通知ヲ発シタル時ニ於ケル取引所ノ相場ニ依リテ之ヲ定ム

②前項ノ場合ニ於テモ問屋ハ委託者ニ対シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第五百五十六条 問屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テ委託者カ買入レタル物品ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハ

第五百五十五条 問屋は、取引所の相場がある物品の販売又は買入れの委託を受けたときは、自ら買主又は売主となることができる。この場合において、売買の代価は、問屋が買主又は売主となつたことの通知を發した時における取引所の相場によつて定める。

2 前項の場合においても、問屋は、委託者に対して報酬を請求することができる。

(問屋が買入れた物品の供託及び競売)

第五百五十六条 問屋が買入れの委託を受けた場合において、委託者が買入れた物品の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、第五百二十四条の規定を準用する。

(代理商に関する規定の準用)

第五百五十七条 第二十七条及び第三十一条の規定は、問屋について準用する。

(準問屋)

第五百五十八条 この章の規定は、自己の名をもつて他人のために販売又は買入れ以外の行為をすることを業とする者について準用する。

サルトキハ第五百二十四条ノ規定ヲ準用ス

第五百五十七条 第二十七条及び第三十一条ノ規定ハ問屋ニ之ヲ準用ス

第五百五十八条 本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ販売又ハ買入ニ非サル行為ヲ為スヲ業トスル者ニ之ヲ準用ス

第七章 運送取扱営業

(定義等)

第五百五十九条 この章において「運送取扱人」とは、自己の名をもつて物品運送の取次ぎをすることを業とする者をいう。

2 運送取扱人については、この章に別段の定めがある場合を除き、第五百五十一条に規定する問屋に関する規定を準用する。

(運送取扱人の責任)

第五百六十条 運送取扱人は、運送品の受取から荷受人への引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送取扱人がその運送品の受取、保管及び引渡し、運送人の選択その他の運送の取次ぎについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(運送取扱人の報酬)

第五百六十一条 運送取扱人は、運送品を運送人に引き渡したときは、直ちにその報酬を請求することができる。

2 運送取扱契約で運送賃の額を定めたときは、運送取扱人は、特約がなければ、別に報酬を請求することができない。

第七章 運送取扱営業

第五百五十九条 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

②運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外問屋ニ関スル規定ヲ準用ス

第五百六十条 運送取扱人ハ自己又ハ其使用人カ運送品ノ受取、引渡、保管、運送人又ハ他ノ運送取扱人ノ選択其他運送ニ関スル注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百六十一条 運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得

②運送取扱契約ヲ以テ運送賃ノ額ヲ定メタルトキハ運送取扱人ハ特約アルニ非サレハ別ニ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

第五百六十二条 運送取扱人ハ運送品ニ関シ受取ルヘキ報酬、運送賃其他委託者ノ為メニ為シタル立替又ハ前貸ニ付テノミ其運送品ヲ留置スルコトヲ得

第五百六十三条 数人相次テ運送ノ取次ヲ為ス場合ニ於テハ後者

〔運送取扱人の留置権〕

第五百六十二条 運送取扱人は、運送品に関して受け取るべき報酬、付随の費用及び運送賃その他の立替金についてののみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

〔介入権〕

第五百六十三条 運送取扱人は、自ら運送をすることができる。この場合において、運送取扱人は、運送人と同一の権利義務を有する。

2| 運送取扱人が委託者の請求によって船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

〔物品運送に関する規定の準用〕

第五百六十四条 第五百七十二條、第五百七十七條、第五百七十九條（第三項を除く。）、第五百八十一條、第五百八十五條、第五百八十六條、第五百八十七條（第五百七十七條及び第五百八十五條の規定の準用に係る部分に限る。）及び第五百八十八條の規定は、運送取扱営業について準用する。この場合において、第五百七十九條第二項中「前の運送人」とあるのは「前の運送取扱人又は運送人」と、第五百八十五條第一項中「運送品の引渡し」とあるのは「荷受人に対する運送品の引渡し」と読

ハ前者ニ代ハリテ其權利ヲ行使スル義務ヲ負フ

②前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ弁済ヲ為シタルトキハ前者ノ權利ヲ取得ス

第五百六十四条 運送取扱人カ運送人ニ弁済ヲ為シタルトキハ運送人ノ權利ヲ取得ス

第五百六十五条 運送取扱人ハ特約ナキトキハ自ら運送ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ運送取扱人ハ運送人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

②運送取扱人カ委託者ノ請求ニ因リテ貨物引換証ヲ作リタルトキハ自ら運送ヲ為スモノト看做ス

第五百六十六条 運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取りタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘカリシ日ヨリ之ヲ起算ス

③前二項ノ規定ハ運送取扱人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五百六十七条 運送取扱人ノ委託者又ハ荷受人ニ対スル債権ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

み替えるものとする。

第五百六十五条から第五百六十八条まで 削除

第八章 運送営業

第一節 総則

第五百六十九条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。
- 二 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。
- 三 海上運送 第六百八十四条に規定する船舶（第七百四十七条に規定する非航海船を含む。）による物品又は旅客の運送をいう。
- 四 航空運送 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

第二節 物品運送

（物品運送契約）

第五百六十八条 第五百七十八条及ヒ第五百八十三条ノ規定ハ運送取扱営業ニ之ヲ準用ス

第八章 運送営業

第一節 総則

第五百六十九条 運送人トハ陸上又ハ湖川、港湾ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第二節 物品運送

第五百七十条 荷送人ハ運送人ノ請求ニ因リ運送状ヲ交付スルコ

第五百七十條 物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

(送り状の交付義務等)

第五百七十一條 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「送り状」という。）を交付しなければならない。

- 一 運送品の種類
- 二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
- 三 荷造りの種類
- 四 荷送人及び荷受人の氏名又は名称
- 五 發送地及び到達地

2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

トヲ要ス

②運送状ニハ左ノ事項ヲ記載シ荷送人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 運送品ノ種類、重量又ハ容積及ヒ其荷造ノ種類、個数並ニ記号
- 二 到達地
- 三 荷受人ノ氏名又ハ商号
- 四 運送状ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第五百七十一條 運送人ハ荷送人ノ請求ニ因リ貨物引換証ヲ交付スルコトヲ要ス

②貨物引換証ニハ左ノ事項ヲ記載シ運送人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 前条第二項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事項
- 二 荷送人ノ氏名又ハ商号
- 三 運送賃
- 四 貨物引換証ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第五百七十二條 貨物引換証ヲ作りタルトキハ運送ニ関スル事項ハ運送人ト所持人トノ間ニ於テハ貨物引換証ノ定ムル所ニ依ル

第五百七十三條 貨物引換証ヲ作りタルトキハ運送品ニ関スル処分ハ貨物引換証ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

(危険物に関する通知義務)

第五百七十二条 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

(運送賃)

第五百七十三条 運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 運送品が不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送賃を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送賃を受け取っていたときは、これを返還しなければならない。

3 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送賃の全額を請求することができる。

(運送人の留置権)

第五百七十四条 運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金（以下この節において「運送賃等」という。）についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

第五百七十四条 貨物引換証ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得但貨物引換証ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

第五百七十五条 貨物引換証ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換証ヲ引渡シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル權利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ効力ヲ有ス

第五百七十六条 運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既ニ其運送賃ノ全部又ハ一部ヲ受取リタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

②運送品ノ全部又ハ一部カ其性質若クハ瑕疵又ハ荷送人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送賃ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

第五百七十七条 運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他運送ノ為メ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

(運送人の責任)

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(損害賠償の額)

第五百七十六条 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場）によつて定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。

2| 運送品の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった運送賃その他の費用は、前項の損害賠償の額から控除する。

3| 前二項の規定は、運送人の故意又は重大な過失によつて運送品の滅失又は損傷が生じたときは、適用しない。

(高価品の特則)

第五百七十八条 貨幣、有価証券其他ノ高価品ニ付テハ荷送人カ運送ヲ委託スルニ当タリ其種類及ヒ価額ヲ明告シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第五百七十九条 数人相次テ運送ヲ為ス場合ニ於テハ各運送人ハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第五百八十条 運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アルヘカリシ日ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム

②運送品ノ一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アリタル日ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但延著ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

③運送品ノ滅失又ハ毀損ノ為メ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ハ前二項ノ賠償額ヨリ之ヲ控除ス

第五百八十一条 運送品カ運送人ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失、毀損又ハ延著シタルトキハ運送人ハ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五百八十二条 荷送人又ハ貨物引換証ノ所持人ハ運送人ニ対シ運送ノ中止、運送品ノ返還其他ノ処分ヲ請求スルコトヲ得此場

第五百七十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。

二 運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(複合運送人の責任)

第五百七十八条 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等(運送品の滅失、損傷又は延着をいう。以下この節において同じ。)についての運送人の損害賠償の責任は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。

2 前項の規定は、陸上運送であつてその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

合ニ於テハ運送人ハ既ニ為シタル運送ノ割合ニ応スル運送賃、立替金及ヒ其処分ニ因リテ生シタル費用ノ弁済ヲ請求スルコトヲ得

②前項ニ定メタル荷送人ノ権利ハ運送品カ到達地ニ達シタル後荷受人カ其引渡ヲ請求シタルトキハ消滅ス

第五百八十三条 運送品カ到達地ニ達シタル後ハ荷受人ハ運送契約ニ因リテ生シタル荷送人ノ権利ヲ取得ス

②荷受人カ運送品ヲ受取リタルトキハ運送人ニ対シ運送賃其他ノ費用ヲ支払フ義務ヲ負フ

第五百八十四条 貨物引換証ヲ作リタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得ス

第五百八十五条 荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ運送人カ荷送人ニ対シ相当ノ期間ヲ定メ運送品ノ処分ニ付キ指図ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルモ荷送人カ其指図ヲ為ササルトキハ運送品ヲ競売スルコトヲ得

③運送人カ前二項ノ規定ニ従ヒテ運送品ノ供託又ハ競売ヲ為シタルトキハ遅滞ナク荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

(相次運送人の権利義務)

第五百七十九条 数人の運送人が相次いで陸上運送をするときは、後の運送人は、前の運送人に代わってその権利を行使する義務を負う。

2| 前項の場合において、後の運送人が前の運送人に弁済をしたときは、後の運送人は、前の運送人の権利を取得する。

3| ある運送人が引き受けた陸上運送についてその荷送人のために他の運送人が相次いで当該陸上運送の一部を引き受けたときは、各運送人は、運送品の滅失等につき連帯して損害賠償の責任を負う。

4| 前三項の規定は、海上運送及び航空運送について準用する。

(荷送人による運送の中止等の請求)

第五百八十条 荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷送人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金及びその処分によって生じた費用の弁済を請求することができる。

(荷受人の権利義務等)

第五百八十一条 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送

第五百八十六条 前条ノ規定ハ運送品ノ引渡ニ関シテ争アル場合ニ之ヲ準用ス

②運送人カ競売ヲ為スニハ予メ荷受人ニ対シ相当ノ期間ヲ定メテ運送品ノ受取ヲ催告シ其期間経過ノ後更ニ荷送人ニ対スル催告ヲ為スコトヲ要ス

③運送人ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテモ運送品ノ供託又ハ競売ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

第五百八十七条 第五百二十四条第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前二条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五百八十八条 運送人ノ責任ハ荷受人カ留保ヲ為サシテ運送品ヲ受取り且運送賃其他ノ費用ヲ支払ヒタルトキハ消滅ス但運送品ニ直チニ発見スルコト能ハサル毀損又ハ一部滅失アリタル場合ニ於テ荷受人カ引渡ノ日ヨリ二週間内ニ運送人ニ対シテ其通知ヲ発シタルトキハ此限ニ在ラス

②前項ノ規定ハ運送人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五百八十九条 第五百六十二条、第五百六十三条、第五百六十六条及ヒ第五百六十七条ノ規定ハ運送人ニ之ヲ準用ス

人の権利と同一の権利を取得する。

2| 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。

3| 荷受人は、運送品を受け取ったときは、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う。

(運送品の供託及び競売)

第五百八十二条 運送人は、荷受人を確知することができなときは、運送品を供託することができる。

2| 前項に規定する場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付することができる。

3| 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

4| 前二項の規定により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃等に充当することを妨げない。

5| 運送人は、第一項から第三項までの規定により運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人に対してその旨の通知を発しなければならない。

第五百八十三条 前条の規定は、荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合について準用する。この場合において、同条第二項中「運送人が」とあるのは「運送人が、荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に」と、同条第五項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとする。

(運送人の責任の消滅)

第五百八十四条 運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に運送人に対してその旨の通知を發したときは、この限りでない。

2| 前項の規定は、運送品の引渡しの際、運送人がその運送品に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しない。

3| 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、荷受人が第一項ただし書の期間内に運送人に対して同項ただし書の通知を發したときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項ただし書の期間は、運送人が当該通知を受けた日から二週

間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第五百八十五条 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しが行われた日（運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

2| 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後限り、合意により、延長することができる。

3| 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、運送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項の期間は、運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三箇月を経過する日まで延長されたものとみなす。

（運送人の債権の消滅時効）

第五百八十六条 運送人の荷送人又は荷受人に対する債権は、これを行使することができる時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（運送人の不法行為責任）

第五百八十七条 第五百七十六条、第五百七十七条、第五百八十四条及び第五百八十五条の規定は、運送品の滅失等についての

運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでない。

(運送人の被用者の不法行為責任)

第五百八十八条 前条の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

2 前項の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、適用しない。

第三節 旅客運送

(旅客運送契約)

第五百八十九条 旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第三節 旅客運送

第五百九十条 旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人カ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ旅客カ運送ノ為メニ受ケタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

② 損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情

(運送人の責任)

第五百九十条 運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(特約禁止)

第五百九十一条 旅客の生命又は身体への侵害による運送人の損害賠償の責任（運送の遅延を主たる原因とするものを除く。）を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

2| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一| 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

二| 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(引渡しを受けた手荷物に関する運送人の責任等)

第五百九十二条 運送人は、旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃を請求しないときであっても、物品運送契約における運送人と同一の責任を負う。

2| 運送人の被用者は、前項に規定する手荷物について、物品運送契約における運送人の被用者と同一の責任を負う。

況ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第五百九十一条 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケタル手荷物ニ付テハ特ニ運送賃ヲ請求セサルトキト雖モ物品ノ運送人ト同一ノ責任ヲ負フ

②手荷物カ到達地ニ達シタル日ヨリ一週間内ニ旅客カ其引渡ヲ請求セサルトキハ第五百二十四条ノ規定ヲ準用ス但住所又ハ居所ノ知レサル旅客ニハ催告及ヒ通知ヲ為スコトヲ要セス

第五百九十二条 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケサル手荷物ノ滅失又ハ毀損ニ付テハ自己又ハ其使用人ニ過失アル場合ヲ除ク外損害賠償ノ責ニ任セス

- 3| 第一項に規定する手荷物が到達地に到着した日から一週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、運送人は、その手荷物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、運送人がその手荷物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、旅客に対してその旨の通知を発しなければならない。
- 4| 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある手荷物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。
- 5| 前二項の規定により手荷物を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃に充当することを妨げない。
- 6| 旅客の住所又は居所が知れないときは、第三項の催告及び通知は、することを要しない。
(引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等)
第五百九十三条 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物(身の回り品を含む。)の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。
- 2| 第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十四条第一項、第五百八十五条第一項及び第二項、第五百八十七条(第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十四条第一項並びに第五百八十五条第一項及び第二項の規定の準用に係る部分に限る。)

並びに第五百八十八条の規定は、運送人が前項に規定する手荷物物の滅失又は損傷に係る損害賠償の責任を負う場合について準用する。この場合において、第五百七十六条第一項中「その引渡しがされるべき」とあるのは「その運送が終了すべき」と、第五百八十四条第一項中「荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取った」とあるのは「旅客が運送の終了の時までに異議をとどめなかった」と、「荷受人が引渡しの日」とあるのは「旅客が運送の終了の日」と、第五百八十五条第一項中「運送品の引渡しが行われた日（運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われるべき日）」とあるのは「運送の終了の日」と読み替えるものとする。

（運送人の債権の消滅時効）

第五百九十四条 第五百八十六条の規定は、旅客運送について準用する。

第九章 寄託

第一節 総則

（受寄者の注意義務）

第五百九十五条 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注

第九章 寄託

第一節 総則

第五百九十三条 商人が其営業ノ範囲内ニ於テ寄託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖モ善良ナル管理者ノ注意ヲ為スコトヲ要ス

意をもって、寄託物を保管しなければならない。

(場屋営業者の責任)

第五百九十六条 旅館、飲食店、浴場その他の客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者（以下この節において「場屋営業者」という。）は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。

2 客が寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠ったことよって滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであっても、場屋営業者は、前二項の責任を免れることができない。

(高価品の特則)

第五百九十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は、その滅失又は損傷によつて生じた損害を賠償する責任を負わない。

(場屋営業者の責任に係る債権の消滅時効)

第五百九十四条 旅店、飲食店、浴場其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

②客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帯シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス

③客ノ携帯品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタルトキト雖モ場屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百九十五条 貨幣、有価証券其他ノ高価品ニ付テハ客カ其種類及ヒ価額ヲ明示シテ之ヲ前条ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

第五百九十六条 前二条ノ責任ハ場屋ノ主人カ寄託物ヲ返還シ又ハ客カ携帯品ヲ持去リタル後一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ物品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ場屋ヲ去リタル時ヨリ之ヲ起算ス

③前二項ノ規定ハ場屋ノ主人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セ

第五百九十八条 前二条の場屋営業者の責任に係る債権は、場屋
営業者が寄託を受けた物品を返還し、又は客が場屋の中に携帶
した物品を持ち去った時（物品の全部滅失の場合にあつては、
客が場屋を去った時）から一年間行使しないときは、時効によ
つて消滅する。

2 前項の規定は、場屋営業者が同項に規定する物品の滅失又は
損傷につき悪意であつた場合には、適用しない。

第二節 倉庫営業

（定義）

第五百九十九条 この節において「倉庫営業者」とは、他人のた
めに物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。

（倉荷証券の交付義務）

第六百条 倉庫営業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証
券を交付しなければならない。

（倉荷証券の記載事項）

第六百一条 倉荷証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載
し、倉庫営業者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
ない。

ス

第二節 倉庫営業

第五百九十七条 倉庫営業者トハ他人ノ為メニ物品ヲ倉庫ニ保管
スルヲ業トスル者ヲ謂フ

第五百九十八条 倉庫営業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ預証
券及ヒ質入証券ヲ交付スルコトヲ要ス

第五百九十九条 預証券及ヒ質入証券ニハ左ノ事項及ヒ番号ヲ記
載シ倉庫営業者之ニ署名スルコトヲ要ス

一 受寄物ノ種類、品質、数量及ヒ其荷造ノ種類、個数並ニ
記号

二 寄託者ノ氏名又ハ商号
三 保管ノ場所

- 一 寄託物の種類、品質及び数量並びにその荷造りの種類、個数及び記号
- 二 寄託者の氏名又は名称
- 三 保管場所
- 四 保管料
- 五 保管期間を定めたときは、その期間
- 六 寄託物を保険に付したときは、保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は名称
- 七 作成地及び作成の年月日

(帳簿記載義務)

第六百二条 倉庫営業者は、倉荷証券を寄託者に交付したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項
- 二 倉荷証券の番号及び作成の年月日

(寄託物の分割請求)

第六百三条 倉荷証券の所持人は、倉庫営業者に対し、寄託物の分割及びその各部分に対する倉荷証券の交付を請求することができる。この場合において、所持人は、その所持する倉荷証券を倉庫営業者に返還しなければならない。

- 四 保管料
- 五 保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間
- 六 受寄物ヲ保険ニ付シタルトキハ保険金額、保険期間及ヒ保險者ノ氏名又ハ商号
- 七 証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第六百条 倉庫営業者カ預証券及ヒ質入証券ヲ寄託者ニ交付シタルトキハ其帳簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 前条第一号、第二号及ヒ第四号乃至第六号ニ掲ケタル事項
- 二 証券ノ番号及ヒ其作成ノ年月日

第六百一条 預証券及ヒ質入証券ノ所持人ハ倉庫営業者ニ対シ寄託物ヲ分割シ且其各部分ニ対スル預証券及ヒ質入証券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ所持人ハ前ノ預証券及ヒ質入証券ヲ倉庫営業者ニ返還スルコトヲ要ス

②前項ニ定メタル寄託物ノ分割及ヒ証券ノ交付ニ関スル費用ハ所持人之ヲ負担ス

第六百二条 預証券及ヒ質入証券ヲ作リタルトキハ寄託ニ関スル事項ハ倉庫営業者ト所持人トノ間ニ於テハ其証券ノ定ムル所ニ依ル

2 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、所持人が負担する。

(倉荷証券の不実記載)

第六百四条 倉庫営業者は、倉荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。

(寄託物に関する処分)

第六百五条 倉荷証券が作成されたときは、寄託物に関する処分は、倉荷証券によつてしなければならない。

(倉荷証券の譲渡又は質入れ)

第六百六条 倉荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、倉荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

(倉荷証券の引渡し効力)

第六百七条 倉荷証券により寄託物を受け取ることができる者に倉荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、寄託物について行使する権利の取得に関しては、寄託物の引渡しと同一の効力を有する。

第六百三条 預証券及び質入証券ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡シ又ハ之ヲ質入スルコトヲ得但証券ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

②預証券ノ所持人カ未タ質入ヲ為ササル間ハ預証券及ヒ質入証券ハ各別ニ之ヲ譲渡スコトヲ得ス

第六百四条 第五百七十三条及ヒ第五百七十五条ノ規定ハ預証券及ヒ質入証券ニ之ヲ準用ス

第六百五条 預証券又ハ質入証券カ滅失シタルトキハ其所持人ハ相当ノ担保ヲ供シテ更ニ其証券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ倉庫営業者ハ其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六百六条 質入証券ニ第一ノ質入裏書ヲ為スニハ債権額、其利息及ヒ弁済期ヲ記載スルコトヲ要ス

②第一ノ質権者カ前項ニ掲ケタル事項ヲ預証券ニ記載シテ之ニ署名スルニ非サレハ質権ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第六百七条 預証券ノ所持人ハ寄託物ヲ以テ預証券ニ記載シタル債権額及ヒ利息ヲ弁済スル義務ヲ負フ

(倉荷証券の再交付)

第六百八条 倉荷証券の所持人は、その倉荷証券を喪失したときは、相当の担保を供して、その再交付を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、その旨を帳簿に記載しなければならぬ。

(寄託物の点検等)

第六百九条 寄託者又は倉荷証券の所持人は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができる。

(倉庫営業者の責任)

第六百十条 倉庫営業者は、寄託物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失又は損傷につき損害賠償の責任を免れることができない。

(保管料等の支払時期)

第六百十一条 倉庫営業者は、寄託物の出庫の時以後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用（第六百十六条第一項において「保管料等」という。）の支払を請求することができない。ただし、寄託物の一部を出庫するときは、出庫の

第六百八条 質入証券所持人の債権の弁済ハ倉庫営業者ノ営業所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第六百九条 質入証券ノ所持人カ弁済期ニ至リ支払ヲ受ケサルトキハ手形ニ関スル規定ニ從ヒテ拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第六百十条 質入証券ノ所持人ハ拒絶証書作成ノ日ヨリ一週間ヲ経過シタル後ニ非サレハ寄託物ノ競売ヲ請求スルコトヲ得ス

第六百十一条 倉庫営業者ハ競売代金ノ中ヨリ競売ニ関スル費用、受寄物ニ課スヘキ租税、保管料其他保管ニ関スル費用及ヒ立替金ヲ控除シタル後其残額ヲ質入証券ト引換ニ其所持人ニ支払フコトヲ要ス

②競売代金ノ中ヨリ前項ニ掲ケタル費用、租税、保管料、立替金及ヒ質入証券所持人ノ債権額、利息、拒絶証書作成ノ費用ヲ控除シタル後余剩アルトキハ倉庫営業者ハ之ヲ預証券ト引換ニ其所持人ニ支払フコトヲ要ス

第六百十二条 競売代金ヲ以テ質入証券ニ記載シタル債権ノ全部ヲ弁済スルコト能ハサリシトキハ倉庫営業者ハ其支払ヒタル金額ヲ質入証券ニ記載シテ其証券ヲ返還シ且其旨ヲ帳簿ニ記載ス

割合に応じて、その支払を請求することができる。

(寄託物の返還の制限)

第六百十二条 当事者が寄託物の保管期間を定めなかったときは、倉庫営業者は、寄託物の入庫の日から六箇月を経過した後でなければ、その返還をすることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(倉荷証券が作成された場合における寄託物の返還請求)

第六百十三条 倉荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、寄託物の返還を請求することができない。

（倉荷証券を質入れした場合における寄託物の一部の返還請求）

第六百十四条 倉荷証券を質権の目的とした場合において、質権者の承諾があるときは、寄託者は、当該質権の被担保債権の弁済期前であっても、寄託物の一部の返還を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、返還した寄託物の種類、品質及び数量を倉荷証券に記載し、かつ、その旨を帳簿に記載しなければならない。

(寄託物の供託及び競売)

ルコトヲ要ス

第六百十三条 質入証券ノ所持人ハ先ツ寄託物ニ付キ弁済ヲ受ケ尚ホ不足アルトキハ其裏書人ニ対シテ不足額ヲ請求スルコトヲ得

②手形法第四十五条第一項第三項第五項第六項、第四十八条第一項、第四十九条及ヒ第五十条第一項ノ規定ハ前項ニ定メタル不足額ノ請求ニ之ヲ準用ス

③手形法第五十二条第三項ノ規定ハ不足額ノ請求ヲ受クル者ノ営業所又ハ住所ノ所在地カ其請求ヲ為ス者ノ営業所又ハ住所ノ所在地ト異ナル場合ニ於ケル償還額ノ算定ニ付キ之ヲ準用ス

第六百十四条 質入証券ノ所持人カ弁済期ニ至リ支払ヲ受ケサリシ場合ニ於テ拒絶証書ヲ作ラシメサリシトキ又ハ拒絶証書作成ノ日ヨリ二週間内ニ寄託物ノ競売ヲ請求セサリシトキハ裏書人ニ対スル請求権ヲ失フ

第六百十五条 質入証券所持人ノ預証券所持人ニ対スル請求権ハ弁済期ヨリ一年質入証券裏書人ニ対スル請求権ハ寄託物ニ付キ弁済ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月質入証券裏書人ノ其前者ニ対スル請求権ハ償還ヲ為シタル日ヨリ六ヶ月ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六百十五條 第五百二十四條第一項及び第二項の規定は、寄託者又は倉荷証券の所持人が寄託物の受領を拒み、又はこれを受領することができない場合について準用する。

(倉庫營業者の責任の消滅)

第六百十六條 寄託物の損傷又は一部滅失についての倉庫營業者の責任は、寄託者又は倉荷証券の所持人が異議をとどめないで寄託物を受け取り、かつ、保管料等を支払ったときは、消滅する。ただし、寄託物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、寄託者又は倉荷証券の所持人が引渡しの日から二週間以内に倉庫營業者に対してその旨の通知を發したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、倉庫營業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき悪意であつた場合には、適用しない。

(倉庫營業者の責任に係る債権の消滅時効)

第六百十七條 寄託物の滅失又は損傷についての倉庫營業者の責任に係る債権は、寄託物の出庫の日から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の期間は、寄託物の全部滅失の場合においては、倉庫營業者が倉荷証券の所持人(倉荷証券を作成していないとき又は倉荷証券の所持人が知れないときは、寄託者)に対してその旨

第六百十六條 寄託者又ハ預証券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ対シテ寄託物ノ点檢若クハ其見本ノ摘出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

②質入証券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ対シテ寄託物ノ点檢ヲ求ムルコトヲ得

第六百十七條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人力受寄物ノ保管ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第六百十八條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ関スル費用ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ応シテ其支払ヲ請求スルコトヲ得

第六百十九條 当事者カ保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六個月ヲ經過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ為スコトヲ得ス但己ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第六百二十條 預証券及ヒ質入証券ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト

の通知を發した日から起算する。

3 前二項の規定は、倉庫營業者が寄託物の滅失又は損傷につき悪意であつた場合には、適用しない。

第六百十八條から第六百八十三條まで 削除

引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第六百二十一條 預証券ノ所持人ハ質入証券ニ記載シタル債權ノ弁済期前ト雖モ其債權ノ全額及ヒ弁済期マテノ利息ヲ倉庫營業者ニ供託シテ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第六百二十二條 寄託物カ同種類ニシテ同一ノ品質ヲ有シ且分割スルコトヲ得ヘキ物ナルトキハ預証券ノ所持人ハ債權額ノ一部及ヒ其弁済期マテノ利息ヲ供託シ其割合ニ応シテ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ供託ヲ受けタル金額及ヒ返還シタル寄託物ノ數量ヲ預証券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

②前項ニ定メタル寄託物ノ一部出庫ニ關スル費用ハ預証券ノ所持人之ヲ負擔ス

第六百二十三條 前二條ノ場合ニ於テ質入証券ノ所持人ノ權利ハ供託金ノ上ニ存在ス

②第六百十二條ノ規定ハ前條第一項ノ供託金ヲ以テ質入証券ニ記載シタル債權ノ一部ヲ弁済シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六百二十四條 第五百二十四條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ寄託者又ハ預証券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受

取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ質入証券ノ所持人ノ權利ハ競売代金ノ上ニ存在ス

②第六百十一条及ヒ第六百十二条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百二十五条 第五百八十八条ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

第六百二十六条 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預証券ノ所持人、若シ其所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ対シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス

③前二項ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六百二十七条 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求アルトキハ預証券及ヒ質入証券ニ代ヘテ倉荷証券ヲ交付スルコトヲ要ス

②倉荷証券ニハ預証券ニ關スル規定ヲ準用ス

第六百二十八条 倉荷証券ヲ以テ質權ノ目的ト為シタル場合ニ於

第三編 海商

第一章 船舶

第一節 総則

(定義)

第六百八十四条 この編（第七百四十七条を除く。）において「船舶」とは、商行為をする目的で航海の用に供する船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）をいう。

(従物の推定等)

第六百八十五条 船舶の属具目録に記載した物は、その従物と推定する。

2| 属具目録の書式は、国土交通省令で定める。

テ質権者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債権ノ弁済期前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫営業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ数量ヲ倉荷証券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六百二十九条乃至第六百八十三条 削除

第三編 海商

第一章 船舶及ヒ船舶所有者

第六百八十四条 本法ニ於テ船舶トハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

②本編ノ規定ハ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス

第六百八十五条 船舶ノ属具目録ニ記載シタル物ハ其従物ト推定ス

第六百八十六条 船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ登記ヲ為シ且船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ要ス

②前項ノ規定ハ総噸数二十噸未滿ノ船舶ニハ之ヲ適用セス

第二節 船舶の所有

第一款 総則

(船舶の登記等)

第六百八十六条 船舶所有者は、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の定めるところに従い、登記をし、かつ、船舶国籍証書の交付を受けなければならない。

2| 前項の規定は、総トン数二十トン未満の船舶については、適用しない。

(船舶所有権の移転の對抗要件)

第六百八十七条 船舶所有権の移転は、その登記をし、かつ、船舶国籍証書に記載しなければ、第三者に対抗することができない。

(航海中の船舶を譲渡した場合の損益の帰属)

第六百八十八条 航海中の船舶を譲渡したときは、その航海によつて生ずる損益は、譲受人に帰属する。

(航海中の船舶に対する差押え等の制限)

第六百八十九条 差押え及び仮差押えの執行（仮差押えの登記をする方法によるものを除く。）は、航海中の船舶（停泊中のも

第六百八十七条 船舶所有権ノ移転ハ其登記ヲ為シ且船舶国籍証書ニ之ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六百八十八条 航海中ニ在ル船舶ノ所有権ヲ譲渡シタル場合ニ於テ特約ナキトキハ其航海ニ因リテ生スル損益ハ譲受人ニ帰スヘキモノトス

第六百八十九条 差押及ヒ仮差押ノ執行（仮差押ノ登記ヲ為ス方
法ニ依ルモノヲ除ク）ハ発航ノ準備ヲ終ハリタル船舶ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ得ス但其船舶力発航ヲ為ス為メニ生シタル債務ニ付テハ此限ニ在ラス

第六百九十条 船舶所有者ハ船長其他ノ船員ガ其職務ヲ行フニ当
タリ故意又ハ過失ニ因リテ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第六百九十一条及ビ第六百九十二条 削除

第六百九十三条 船舶共有者ノ間ニ在リテハ船舶ノ利用ニ関スル
事項ハ各共有者ノ持分ノ価格ニ従ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

のを除く。)に對してはすることができない。

(船舶所有者の責任)

第六百九十条 船舶所有者は、船長その他の船員がその職務を行うについて故意又は過失によつて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

(社員の持分の売渡しの請求)

第六百九十一条 持分会社の業務を執行する社員の持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。

第二款 船舶の共有

(共有に係る船舶の利用)

第六百九十二条 船舶共有者の間においては、船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。

第六百九十三条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用に関する費用を負担しなければならない。

第六百九十四条 船舶共有者ハ其持分ノ価格ニ応シ船舶ノ利用ニ関スル費用ヲ負担スルコトヲ要ス

第六百九十五条 船舶共有者カ新ニ航海ヲ為シ又ハ船舶ノ大修繕ヲ為スヘキコトヲ決議シタルトキハ其決議ニ對シテ異議アル者ハ他ノ共有者ニ對シ相当代価ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ請求ヲ為サント欲スル者ハ決議ノ日ヨリ三日内ニ他ノ共有者又ハ船舶管理人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス但此期間ハ決議ニ加ハラサリシ者ニ付テハ其決議ノ通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第六百九十六条 船舶共有者ハ其持分ノ価格ニ応シ船舶ノ利用ニ付テ生シタル債務ヲ弁済スル責ニ任ス

第六百九十七条 損益ノ分配ハ每航海ノ終ニ於テ船舶共有者ノ持分ノ価格ニ応シテ之ヲ為ス

第六百九十八条 船舶共有者間ニ組合關係アルトキト雖モ各共有者ハ他ノ共有者ノ承諾ヲ得スシテ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但船舶管理人ハ此限ニ在ラス

〔船舶共有者の持分買取請求〕

第六百九十四条 船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取することを請求することができる。

一 新たな航海（船舶共有者の間で予定されていなかったものに限る。）をすること。

二 船舶の大修繕をすること。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、同項の決定の日（当該決定に加わらなかった場合にあつては、当該決定の通知を受けた日の翌日）から三日以内に、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。

〔船舶共有者の第三者に対する責任〕

第六百九十五条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用について生じた債務を弁済する責任を負う。

〔持分の譲渡〕

第六百九十六条 船舶共有者の間に組合契約があるときであつても、各船舶共有者（船舶管理人であるものを除く。）は、他の船舶共有者の承諾を得ないで、その持分の全部又は一部を他人

第六百九十九条 船舶共有者ハ船舶管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

② 船舶共有者ニ非サル者ヲ船舶管理人ト為スニハ共有者全員ノ同意アルコトヲ要ス

③ 船舶管理人ノ選任及ヒ其代理権ノ消滅ハ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第七百条 船舶管理人ハ左ニ掲ケタル行為ヲ除ク外船舶共有者ニ代ハリテ船舶ノ利用ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

一 船舶ノ譲渡若クハ賃貸ヲ為シ又ハ之ヲ抵当ト為スコト

二 船舶ヲ保険ニ付スルコト

三 新ニ航海ヲ為スコト

四 船舶ノ大修繕ヲ為スコト

五 借財ヲ為スコト

② 船舶管理人ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第七百一条 船舶管理人ハ特ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ船舶ノ利用ニ関スル一切ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

② 船舶管理人ハ毎航海ノ終ニ於テ遅滞ナク其航海ニ関スル計算ヲ為シテ各船舶共有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

に譲渡することができる。

- 2| 船舶管理人である船舶共有者は、他の船舶共有者の全員の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

(船舶管理人)

第六百九十七条 船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならない。

- 2| 船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意がなければならない。
- 3| 船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、その登記をしなければならぬ。船舶管理人の代理権の消滅についても、同様とする。
- 4| 第九条の規定は、前項の規定による登記について準用する。

(船舶管理人の代理権)

第六百九十八条 船舶管理人は、次に掲げる行為を除き、船舶共有者に代わって船舶の利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 一| 船舶を賃貸し、又はこれについて抵当権を設定すること。
- 二| 船舶を保険に付すること。
- 三| 新たな航海（船舶共有者の間で予定されていなかったもの

第七百二条 船舶共有者ノ持分ノ移転又ハ其国籍喪失ニ因リテ船舶カ日本ノ国籍ヲ喪失スヘキトキハ他ノ共有者ハ相当代価ヲ以

テ其持分ヲ買取り又ハ其競売ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

②社員ノ持分ノ移転ニ因リ会社ノ所有ニ属スル船舶カ日本ノ国籍ヲ喪失スヘキトキハ合名会社ニ在テハ他ノ社員、合資会社ニ在テハ他ノ無限責任社員ハ相当代価ヲ以テ其持分ヲ買取ルコトヲ得

第七百三条 船舶ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其船舶ニ付キ物権ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

第七百四条 船舶ノ賃借人カ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ其船舶ヲ航海ノ用ニ供シタルトキハ其利用ニ関スル事項ニ付テハ第三者ニ対シテ船舶所有者ト同一ノ権利義務ヲ有ス

②前項ノ場合ニ於テ船舶ノ利用ニ付キ生シタル先取特権ハ船舶所有者ニ対シテモ其効力ヲ生ス但先取特権者カ其利用ノ契約ニ反スルコトヲ知レルトキハ此限ニ在ラス

に限る。)をすること。

四 船舶の大修繕をすること。

五 借財をすること。

2| 船舶管理人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(船舶管理人の義務)

第六百九十九条 船舶管理人は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する一切の事項を記載しなければならない。

2| 船舶管理人は、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行い、各船舶共有者の承認を求めなければならない。

(船舶共有者の持分の売渡しの請求等)

第七百条 船舶共有者の持分の移転又は国籍の喪失により船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の船舶共有者は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求し、又は競売に付することができる。

第三節 船舶賃貸借

(船舶賃貸借の対抗力)

第七百一条 船舶の賃貸借は、これを登記したときは、その後そ

の船舶について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(船舶の賃借人による修繕)

第七百二条 船舶の賃借人であつて商行為をする目的でその船舶を航海の用に供しているものは、その船舶を受け取った後にこれに生じた損傷があるときは、その利用に必要な修繕をする義務を負う。ただし、その損傷が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(船舶の賃借人の権利義務等)

第七百三条 前条に規定する船舶の賃借人は、その船舶の利用に関する事項については、第三者に対して、船舶所有者と同一の権利義務を有する。

2 前項の場合において、その船舶の利用について生じた先取特権は、船舶所有者に対しても、その効力を生ずる。ただし、船舶の賃借人によるその利用の様態が船舶所有者との契約に反することを先取特権者が知っていたときは、この限りでない。

第四節 定期傭船

(定期傭船契約)

第七百四条 定期傭船契約は、当事者の一方が艀装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(定期傭船者による指示)

第七百五条 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない。

(費用の負担)

第七百六条 船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常の費用は、定期傭船者の負担とする。

(運送及び船舶賃貸借に関する規定の準用)

第七百七条 第五百七十二条、第七百三十九条第一項並びに第七百四十条第一項及び第三項の規定は定期傭船契約に係る船舶に より物品を運送する場合について、第七百三条第二項の規定は定期傭船者の船舶の利用について生ずる先取特権について、それぞれ準用する。この場合において、第七百三十九条第一項中「発航の当時」とあるのは、「各航海に係る発航の当時」と読

み替えるものとする。

第二章 船長

(船長の代理権)

第七百八条 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わつて航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 一 船舶について抵当権を設定すること。
- 二 借財をすること。

2 船長の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(船長による職務代行者の選任)

第七百九条 船長は、やむを得ない事由により自ら船舶を指揮することができない場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、自己に代わつて船長の職務を行うべき者を選任することができる。この場合において、船長は、船舶所有者に対してその選任についての責任を負う。

(属具目録の備置き)

第七百十条 船長は、属具目録を船内に備え置かなければならな

第二章 船長

第七百五条 船長ハ其職務ヲ行フニ付キ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ船舶所有者、備船者、荷送人其他ノ利害関係人ニ対シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

② 船長ハ船舶所有者ノ指図ニ従ヒタルトキト雖モ船舶所有者以外ノ者ニ対シテハ前項ニ定メタル責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第七百六条 海員カ其職務ヲ行フニ当たり他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ船長ハ監督ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第七百七条 船長カ已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ自ラ船舶ヲ指揮スルコト能ハサルトキハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外他人ヲ選任シテ自己ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得此場合ニ於テハ船長ハ其選任ニ付キ船舶所有者ニ対シテ其責ニ任ス

第七百八条 削除

第七百九条 船長ハ属具目録及ヒ運送契約ニ関スル書類ヲ船中ニ

い。

(船長による積荷の処分)

第七百十一条 船長は、航海中に積荷の利害関係人の利益のため必要があるときは、利害関係人に代わり、最もその利益に適合する方法によって、その積荷の処分をしなければならない。

2 積荷の利害関係人は、前項の処分によりその積荷について債務を負担したときは、当該債務に係る債権者にその積荷について有する権利を移転して、その責任を免れることができる。ただし、利害関係人に過失があつたときは、この限りでない。

(航海継続のための積荷の使用)

第七百十二条 船長は、航海を継続するため必要があるときは、積荷を航海の用に供することができる。

2 第五百七十六条第一項及び第二項の規定は、前項の場合において船舶所有者が支払うべき償金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「引渡し」とあるのは、「陸揚げ」と読み替えるものとする。

(船長の責任)

第七百十三条 船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし

備へ置クコトヲ要ス

②前項ノ属具目録ハ外国ニ航行セサル船舶ニ限り国土交通省令ヲ以テ之ヲ備フルコトヲ要セサルモノト定ムルコトヲ得

第七百十条 削除

第七百十一条 削除

第七百十二条 船長ハ航海中最モ利害関係人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ積荷ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

②利害関係人ハ船長ノ行為ニ因リ其積荷ニ付テ生シタル債権ノ為メ之ヲ債権者ニ委付シテ其責ヲ免ルルコトヲ得但利害関係人ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス

第七百十三条 船籍港外ニ於テハ船長ハ航海ノ為メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

②船籍港ニ於テハ船長ハ特ニ委任ヲ受ケタル場合ヲ除ク外海員ノ雇入及ヒ雇止ヲ為ス権限ノミヲ有ス

第七百十四条 船長ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

、船長が海員の監督について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(船長の報告義務)

第七百十四条 船長は、遅滞なく、航海に関する重要な事項を船舶所有者に報告しなければならない。

(船長の解任)

第七百十五条 船舶所有者は、いつでも、船長を解任することができる。

2| 前項の規定により解任された船長は、その解任について正当な理由がある場合を除き、船舶所有者に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3| 船長が船舶共有者である場合において、その意に反して解任されたときは、船長は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取ることが出来る。

4| 船長は、前項の規定による請求をしようとするときは、遅滞なく、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を發しなければならない。

第七百十六條から第七百三十六條まで 削除

第七百十五条 船長ハ船舶ノ修繕費、救助料其他航海ヲ継続スルニ必要ナル費用ヲ支弁スル為メニ非サレハ左ニ掲ケタル行為ヲ為スコトヲ得ス

一| 船舶ヲ抵当ト為スコト

二| 借財ヲ為スコト

三| 積荷ノ全部又ハ一部ヲ売却又ハ質入スルコト但第七百十
二条第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

②船長カ積荷ヲ売却又ハ質入シタル場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其積荷ノ到達スヘカリシ時ニ於ケル陸揚港ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但其價格中ヨリ支払フコトヲ要セサリシ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

第七百十六條 削除

第七百十七條 船籍港外ニ於テ船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキハ船長ハ管海官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ競売スルコトヲ得

第七百十八條 左ノ場合ニ於テハ船舶ハ修繕スルコト能ハサルニ至リタルモノト看做ス

一| 船舶カ其現在地ニ於テ修繕ヲ受クルコト能ハス且其修繕ヲ為スヘキ地ニ到ルコト能ハサルトキ

二 修繕費カ船舶ノ価額ノ四分ノ三ニ超ユルトキ

②前項第二号ノ価額ハ船舶カ航海中毀損シタル場合ニ於テハ其發航ノ時ニ於ケル価額トシ其他ノ場合ニ於テハ其毀損前ニ有セシ価額トス

第七百十九條 船長ハ航海ヲ繼續スル為メ必要ナルトキハ積荷ヲ航海ノ用ニ供スルコトヲ得此場合ニ於テハ第七百十五條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七百二十條 船長ハ遲滞ナク航海ニ関スル重要ナル事項ヲ船舶所有者ニ報告スルコトヲ要ス

②船長ハ每航海ノ終ニ於テ遲滞ナク其航海ニ関スル計算ヲ為シテ船舶所有者ノ承認ヲ求メ又船舶所有者ノ請求アルトキハ何時ニテモ計算ノ報告ヲ為スコトヲ要ス

第七百二十一條 船舶所有者ハ何時ニテモ船長ヲ解任スルコトヲ得但正当ノ理由ナクシテ之ヲ解任シタルトキハ船長ハ船舶所有者ニ對シ解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

②船長カ船舶共有者ナル場合ニ於テ其意ニ反シテ解任セラレタルトキハ他ノ共有者ニ對シ相当代価ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

③船長カ前項ノ請求ヲ為サント欲スルトキハ遲滞ナク他ノ共有者

又ハ船舶管理人ニ対シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第七百二十二条乃至第七百三十六条 削除

第三章 海上物品運送に関する特則

第一節 個品運送

(運送品の船積み等)

第七百三十七条 運送人は、個品運送契約（個々の運送品を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。）に基づいて荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならない。

2| 荷送人が運送品の引渡しを怠ったときは、船長は、直ちに発航することができる。この場合において、荷送人は、運送賃の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあつては、当該運送賃の額を控除した額）を支払わなければならない。

(船長に対する必要書類の交付)

第七百三十八条 荷送人は、船積期間内に、運送に必要な書類を船長に交付しなければならない。

第三章 運送

第一節 物品運送

第一款 総則

第七百三十七条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ各当事者ハ相手方ノ請求ニ因リ運送契約書ヲ交付スルコトヲ要ス

第七百三十八条 船舶所有者ハ備船者又ハ荷送人ニ対シ発航ノ當時船舶力安全ニ航海ヲ為スニ堪フルコトヲ担保ス

第七百三十九条 船舶所有者ハ特約ヲ為シタルトキト雖モ自己ノ過失、船員其他ノ使用人ノ悪意若クハ重大ナル過失又ハ船舶力航海ニ堪ヘサルニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第七百四十条 法令ニ違反シ又ハ契約ニ依ラスシテ船積シタル運送品ハ船長ニ於テ何時ニテモ之ヲ陸揚シ、若シ船舶又ハ積荷ニ

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第七百三十九条 運送人は、発航の当時に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。

二 船員の乗組み、船舶の艤装及び需品の補給を適切に行うこと。

三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

2 前項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

(違法な船積品の陸揚げ等)

第七百四十条 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みがされた運送品については、運送人は、いつでも、これを陸揚げすることができ、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれがあるときは、これを放棄することができる。

2 運送人は、前項に規定する運送品を運送したときは、船積みされた地及び時における同種の運送品に係る運送賃の最高額を請求することができる。

危害ヲ及ホス虞アルトキハ之ヲ放棄スルコトヲ得但船長カ之ヲ運送スルトキハ其船積ノ地及ヒ時ニ於ケル同種ノ運送品ノ最高ノ運送賃ヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ船舶所有者其他ノ利害関係人カ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ妨ケス

第七百四十一条 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ船積スルニ必要ナル準備力整頓シタルトキハ船舶所有者ハ遅滞ナク備船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②備船者カ運送品ヲ船積スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ船積シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトモ雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ船積ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

第七百四十二条 船長カ第三者ヨリ運送品ヲ受取ルヘキ場合ニ於テ其者ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ其者カ運送品ヲ船積セサルトキハ船長ハ直チニ備船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ船積期間内ニ限り備船者ニ於テ運送品ヲ船積スルコトヲ得

3 前二項の規定は、運送人その他の利害関係人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(荷受人の運送賃支払義務等)

第七百四十一条 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額（以下この節において「運送賃等」という。）を支払う義務を負う。

一 運送賃、付随の費用及び立替金の額

二 運送品の価格に応じて支払うべき救助料の額及び共同海損の分担額

2 運送人は、運送賃等の支払を受けるまで、運送品を留置することができる。

(運送品の競売)

第七百四十二条 運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後に、いても、運送賃等の支払を受けるため、その運送品を競売に付することができる。ただし、第三者がその占有を取得したときは、この限りでない。

(荷送人による発航前の解除)

第七百四十三条 発航前においては、荷送人は、運送賃の全額を

第七百四十三条 備船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ニ対シテ発航ノ請求ヲ為スコトヲ得

② 備船者カ前項ノ請求ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船積セサルニ因リテ生シタル費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶所有者ノ請求アルトキハ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第七百四十四条 船積期間経過ノ後ハ備船者カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得

② 前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七百四十五条 発航前ニ於テハ備船者ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

② 往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ備船者カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ三分ノ二ヲ支払フコトヲ要ス
他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ備船者カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ

③ 運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタル後前二項ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ備船者之ヲ負担ス

④ 備船者カ船積期間内ニ運送品ノ船積ヲ為ササリシトキハ契約ノ解除ヲ為シタルモノト看做ス

支払つて個品運送契約の解除をすることができる。ただし、個品運送契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

2) 前項の規定は、運送品の全部又は一部の船積みがされた場合には、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得たときに限り、適用する。この場合において、荷送人は、運送品の船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

第七百四十四条 荷送人は、前条の規定により個品運送契約の解除をしたときであっても、運送人に対する付随の費用及び立替金の支払義務を免れることができない。

(荷送人による発航後の解除)

第七百四十五条 発航後においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得、かつ、運送賃等及び運送品の陸揚げによつて生ずべき損害の額の合計額を支払い、又は相当の担保を供しなければ、個品運送契約の解除をすることができない。

(積荷を航海の用に供した場合の運送賃)

第七百四十六条 運送人は、船長が第七百十二条第一項の規定により積荷を航海の用に供したときにおいても、運送賃の全額を請求することができる。

第七百四十六条 傭船者カ前条ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキト雖モ附随ノ費用及ヒ立替金ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

②前条第二項ノ場合ニ於テハ傭船者ハ前項ニ掲ケタルモノノ外運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ要ス

第七百四十七条 発航後ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ全額ヲ支払フ外第七百五十三条第一項ニ定メタル債務ヲ弁済シ且陸揚ノ為メニ生スヘキ損害ヲ賠償シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

第七百四十八条 船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ傭船者カ他ノ傭船者及ヒ荷送人ト共同セスシテ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス

②発航前ト雖モ傭船者カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ傭船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

③前七条ノ規定ハ船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス

（非航海船による物品運送への準用）

第七百四十七条 この節の規定は、商行為をする目的で専ら湖川、港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。以下この編において「非航海船」という。）によつて物品を運送する場合について準用する。

第二節 航海備船

（運送品の船積み）

第七百四十八条 航海備船契約（船舶の全部又は一部を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。）に基づいて運送品の船積みのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、備船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 | 船積期間の定めがある航海備船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、前項の通知があつた時から起算する。この場合において、不可抗力によつて船積みをする事ができない期間は、船積期間に算入しない。

3 | 備船者が船積期間の経過後に運送品の船積みをした場合には、運送人は、特約がないときであつても、相当な滞船料を請求

第七百四十九条 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷送人ハ船長ノ指図ニ従ヒ遅滞ナク運送品ヲ船積スルコトヲ要ス

②荷送人カ運送品ノ船積ヲ怠リタルトキハ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ荷送人ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス

第七百五十条 第七百四十八条ノ規定ハ荷送人カ契約ノ解除ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第七百五十一条 備船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第七百五十二条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ陸揚スルニ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬

することができる。

(第三者による船積み)

第七百四十九条 船長は、第三者から運送品を受け取るべき場合において、その第三者を確知することができないとき、又はその第三者が運送品の船積みをしていないときは、直ちに備船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 前項の場合において、備船者は、船積期間内に限り、運送品の船積みを行うことができる。

(備船者による発航の請求)

第七百五十条 備船者は、運送品の全部の船積みをしていないときであっても、船長に対し、発航の請求をすることができる。

2 備船者は、前項の請求をしたときは、運送人に対し、運送賃の全額のほか、運送品の全部の船積みをしていないことによつて生じた費用を支払う義務を負い、かつ、その請求により、当該費用の支払について相当の担保を供しなければならない。

(船長の発航権)

第七百五十一条 船長は、船積期間が経過した後は、備船者が運送品の全部の船積みをしていないときであっても、直ちに発航することができる。この場合においては、前条第二項の規定を

ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷受人ハ船長ノ指図ニ從ヒ遅滞ナク運送品ヲ陸揚スルコトヲ要ス

第七百五十三条 荷受人カ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約又ハ船荷証券ノ趣旨ニ從ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ

②船長ハ前項ニ定メタル金額ノ支払ト引換ニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ要セス

第七百五十四条 荷受人カ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ之ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

②荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ荷受人カ運送品ヲ受取ルコトヲ拒ミタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ遅滞ナク備船者又ハ荷送人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第七百五十五条 運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタル

準用する。

(運送品の陸揚げ)

第七百五十二条 運送品の陸揚げのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、荷受人に対してその旨の通知を発しなければならない。

2| 陸揚期間の定めがある航海備船契約において始期を定めなかつたときは、その期間は、前項の通知があつた時から起算する。この場合において、不可抗力によつて陸揚げをすることができない期間は、陸揚期間に算入しない。

3| 荷受人が陸揚期間の経過後に運送品の陸揚げをした場合には、運送人は、特約がないときであつても、相当な滞船料を請求することができる。

(全部航海備船契約の備船者による発航前の解除)

第七百五十三条 発航前においては、全部航海備船契約（船舶の全部を目的とする航海備船契約をいう。以下この節において同じ。）の備船者は、運送賃の全額及び滞船料を支払つて全部航海備船契約の解除をすることができる。ただし、全部航海備船契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額及び滞船料を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

2| 備船者は、運送品の全部又は一部の船積みをした後に前項の

トキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第七百五十六条 期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船舶力不可抗力ニ因リ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス第七百四十一条第二項又ハ第七百五十二条第二項ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間経過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ為シタル日数亦同シ

第七百五十七条 船舶所有者ハ第七百五十三条第一項ニ定メタル金額ノ支払ヲ受クル為メ裁判所ノ許可ヲ得テ運送品ヲ競売スルコトヲ得

②前項ノ許可ニ係ル事件ハ同項ノ運送品ノ所在地ノ地方裁判所之ヲ管轄ス

③船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ト雖モ船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ権利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリニ週間ヲ経過シタルトキ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百五十八条 船舶所有者カ前条ニ定メタル権利ヲ行ハサルト

規定により全部航海備船契約の解除をしたときは、その船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

3| 全部航海備船契約の備船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかつたときは、運送人は、その備船者が全部航海備船契約の解除をしたものとみなすことができる。

(全部航海備船契約の備船者による発航後の解除)

第七百五十四条 発航後においては、全部航海備船契約の備船者は、第七百四十五条に規定する合計額及び滞船料を支払い、又は相当の担保を供しなければ、全部航海備船契約の解除をすることができない。

(一部航海備船契約の解除への準用)

第七百五十五条 第七百四十三条、第七百四十五条及び第七百五十三条第三項の規定は、船舶の一部を目的とする航海備船契約の解除について準用する。この場合において、第七百四十三条第一項中「全額」とあるのは「全額及び滞船料」と、第七百四十五条中「合計額」とあるのは「合計額並びに滞船料」と読み替えるものとする。

(個品運送契約に関する規定の準用等)

第七百五十六条 第七百三十八条から第七百四十二条まで(第七

百五十八條)キハ備船者又ハ荷送人ニ対スル請求權ヲ失フ但備船者又ハ荷送人ハ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ヲ為スコトヲ要ス

第七百五十九条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ備船者力更ニ第三者ト運送契約ヲ為シタルトキハ其契約ノ履行力船長ノ職務ニ属スル範圍内ニ於テハ船舶所有者ノミ其第三者ニ対シテ履行ノ責ニ任ス

第七百六十条 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合

ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス

- 一| 船舶ガ沈没シタルコト
- 二| 船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト
- 三| 船舶ガ捕獲セラレタルコト
- 四| 運送品力不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト

②前項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事由カ航海中ニ生シタルトキハ備船者ハ運送ノ割合ニ応シ運送品ノ価格ヲ超エサル限度ニ於テ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

第七百六十一条 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ各当事者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

②前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ノ解除

百三十九条第二項を除く。）、第七百四十四条、第七百四十六条及び第七百四十七条の規定は、航海傭船契約について準用する。この場合において、第七百四十一条第一項中「金額」とあるのは「金額及び滞船料」と、第七百四十四条中「前条」とあるのは「第七百五十三条第一項又は第七百五十五条において準用する前条」と、第七百四十七条中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

2| 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもって船荷証券の所持人に対抗することができない。

第三節 船荷証券等

(船荷証券の交付義務)

第七百五十七条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した船荷証券（以下この節において「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券（以下この節において「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。

ヲ為シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

第七百六十二条 第七百六十条第一項第四号及ヒ前条第一項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキハ傭船者ハ船舶所有者ノ負担ヲ重カラシメサル範圍内ニ於テ他ノ運送品ヲ船積スルコトヲ得

②傭船者カ前項ニ定メタル權利ヲ行ハント欲スルトキハ遅滞ナク運送品ノ陸揚又ハ船積ヲ為スコトヲ要ス若シ其陸揚又ハ船積ヲ怠リタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

第七百六十三条 第七百六十条及ヒ第七百六十一条ノ規定ハ船舶ノ一部又ハ箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス

②第七百六十条第一項第四号及ヒ第七百六十一条第一項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキト雖モ傭船者又ハ荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

第七百六十四条 船舶所有者ハ左ノ場合ニ於テハ運送賃ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

一 船長カ第七百十五条第一項ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ売却又

2| 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えてなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

3| 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

(船荷証券の記載事項)

第七百五十八条 船荷証券には、次に掲げる事項(受取船荷証券にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人又は備船者の氏名又は名称

五 荷受人の氏名又は名称

六 運送人の氏名又は名称

七 船舶の名称

八 船積港及び船積みの年月日

九 陸揚港

十 運送賃

ハ 質入シタルトキ

二 船長が第七百十九条ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ航海ノ用ニ供シタルトキ

三 船長が第七百八十八条ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ処分シタルトキ

第七百六十五条 船舶所有者ノ備船者、荷送人又ハ荷受人ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第七百六十六条 第五百六十六条、第五百七十六条乃至第五百八十一条及ヒ第五百八十八条ノ規定ハ船舶所有者ニ之ヲ準用ス

第二款 船荷証券

第七百六十七条 船長ハ備船者又ハ荷送人ノ請求ニ因リ運送品ノ船積後遲滞ナク一通又ハ数通ノ船荷証券ヲ交付スルコトヲ要ス

第七百六十八条 船舶所有者ハ船長以外ノ者ニ船長ニ代ハリテ船荷証券ヲ交付スルコトヲ委任スルコトヲ得

第七百六十九条 船荷証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長又ハ之ニ代ハル者署名スルコトヲ要ス

十一 数通の船荷証券を作成したときは、その数
十二 作成地及び作成の年月日

2| 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。

(荷送人又は傭船者の通知)

第七百五十九条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項は、その事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があつたときは、その通知に従つて記載しなければならない。

2| 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。

3| 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(船荷証券の不実記載)

一 船舶ノ名称及ヒ国籍

二 船長カ船荷証券ヲ作ラサルトキハ船長ノ氏名

三 運送品ノ種類、重量若クハ容積及ヒ其荷造ノ種類、箇數並ニ記号

四 傭船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商号

五 荷受人ノ氏名若クハ商号

六 船積港

七 陸揚港但発航後傭船者又ハ荷送人カ陸揚港ヲ指定スヘキトキハ其之ヲ指定スヘキ港

八 運送賃

九 数通ノ船荷証券ヲ作リタルトキハ其員數

十 船荷証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第七百七十条 傭船者又ハ荷送人ハ船長又ハ之ニ代ハル者ノ請求ニ因リ船荷証券ノ謄本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第七百七十一条 陸揚港ニ於テハ船長ハ数通ノ船荷証券中ノ一通ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキト雖モ其引渡ヲ拒ムコトヲ得ス

第七百七十二条 陸揚港外ニ於テハ船長ハ船荷証券ノ各通ノ返還ヲ受クルニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ得ス

第七百六十条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の所持人に対抗することができない。

(運送品に関する処分)

第七百六十一条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によつてしなければならない。

(船荷証券の譲渡又は質入れ)

第七百六十二条 船荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

(船荷証券の引渡し効力)

第七百六十三条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(運送品の引渡請求)

第七百六十四条 船荷証券が作成されたときは、これと引換えないければ、運送品の引渡しを請求することができない。

第七百七十三条 二人以上ノ船荷証券所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキハ船長ハ遅滞ナク運送品ヲ供託シ且請求ヲ為シタル各所持人ニ対シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス船長カ第七百七十一条ノ規定ニ依リテ運送品ノ一部ヲ引渡シタル後他ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其残部ニ付キ亦同シ

第七百七十四条 二人以上ノ船荷証券所持人アル場合ニ於テ其一人カ他ノ所持人ニ先チテ船長ヨリ運送品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ他ノ所持人ノ船荷証券ハ其効力ヲ失フ

第七百七十五条 二人以上ノ船荷証券所持人アル場合ニ於テ船長カ未タ運送品ノ引渡ヲ為サルトキハ原所持人カ最モ先ニ發送シ又ハ引渡シタル証券ヲ所持スル者他ノ所持人ニ先チテ其権利ヲ行フ

第七百七十六条 第五百七十二條乃至第五百七十五條及ヒ第五百八十四條ノ規定ハ船荷証券ニ之ヲ準用ス

第二節 旅客運送

第七百七十七条 記名ノ乗船切符ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ス

〔数通の船荷証券を作成した場合における運送品の引渡し〕

第七百六十五条 陸揚港においては、運送人は、数通の船荷証券のうち一通の所持人が運送品の引渡しを請求したときであつても、その引渡しを拒むことができない。

2 陸揚港外においては、運送人は、船荷証券の全部の返還を受けなければ、運送品の引渡しをすることができない。

第七百六十六条 二人以上の船荷証券の所持人がある場合において、その一人が他の所持人より先に運送人から運送品の引渡しを受けたときは、当該他の所持人の船荷証券は、その効力を失う。

〔二人以上の船荷証券の所持人から請求を受けた場合の供託〕

第七百六十七条 二人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求したときは、運送人は、その運送品を供託することができる。運送人が第七百六十五条第一項の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときにおけるその運送品の残部についても、同様とする。

2 運送人は、前項の規定により運送品を供託したときは、遅滞なく、請求をした各所持人に対してその旨の通知を発しなればならない。

第七百七十八条 旅客ノ航海中ノ食料ハ船舶所有者ノ負担トス

第七百七十九条 旅客カ契約ニ依リ船中ニ携帯スルコトヲ得ル手荷物ニ付テハ船舶所有者ハ特約アルニ非サレハ別ニ運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス

第七百八十条 旅客カ乗船時期マテニ船舶ニ乗込マサルトキハ船長ハ発航ヲ為シ又ハ航海ヲ継続スルコトヲ得此場合ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

第七百八十一条 発航前ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

② 発航後ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払フニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

第七百八十二条 旅客カ発航前ニ死亡、疾病其他一身ニ関スル不可抗力ニ因リテ航海ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキハ船舶所有者ハ運送賃ノ四分ノ一ヲ請求スルコトヲ得

② 前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタルトキハ船舶所有者ハ其選択ニ従ヒ運送賃ノ四分ノ一ヲ請求シ又ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ請求スルコトヲ得

3 第一項に規定する場合においては、最も先に發送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。

(船荷証券が作成された場合の特則)

第七百六十八條 船荷証券が作成された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第五百八十条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第五百八十一条、第五百八十二条第二項及び第五百八十七条ただし書の規定は、適用しない。

(複合運送証券)

第七百六十九條 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。

2 第七百五十七條第二項及び第七百五十八條から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八條第一項中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに發送地及び到達地」と読み替えるものとする。

第七百八十三條 航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ船舶所有者ハ其修繕中旅客ニ相当ノ住居及ヒ食料ヲ供スルコトヲ要ス但旅客ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ他ノ船舶ヲ以テ上陸港マテ旅客ヲ運送スルコトヲ提供シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百八十四條 旅客運送契約ハ第七百六十條第一項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事由ニ因リテ終了ス若シ其事由カ航海中ニ生シタルトキハ旅客ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

第七百八十五條 旅客カ死亡シタルトキハ船長ハ最モ其相続人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其船中ニ在ル手荷物ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

第七百八十六條 第五百九十条、第五百九十一条第一項、第五百九十二条、第七百三十八条、第七百三十九条、第七百六十一条及び第七百六十五条ノ規定ハ海上ノ旅客運送ニ之ヲ準用ス

②第七百四十條及ヒ第七百六十四條ノ規定ハ旅客ノ手荷物ニ之ヲ準用ス

第七百八十七條 旅客運送ヲ為ス為メ船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ

第四節 海上運送状

第七百七十条 運送人又は船長は、荷送人又は備船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は備船者の請求により、受取があつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。

2| 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 第七百五十八条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項（運送品の受取があつた旨を記載した海上運送状にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）

二| 数通の海上運送状を作成したときは、その数

3| 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は備船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

4| 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ船舶所有者ト備船者トノ関係ニ付テハ前節第一款ノ規定ヲ準用ス

第七百七十一条から第七百八十七条まで 削除

第四章 船舶の衝突

(船舶所有者間の責任の分担)

第七百八十八条 船舶と他の船舶との衝突（次条において「船舶の衝突」という。）に係る事故が生じた場合において、衝突しただけの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定める。この場合において、過失の軽重を定めることができないときは、損害賠償の責任及びその額は、各船舶所有者が等しい割合で負担する。

(船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百八十九条 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権（財産権が侵害されたことによるものに限る。）は、不法行為の時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(準衝突)

第七百九十条 前二条の規定は、船舶がその航行若しくは船舶の

第四章 海損

第七百八十八条 船長カ船舶及ヒ積荷ヲシテ共同ノ危険ヲ免レシムル為メ船舶又ハ積荷ニ付キ為シタル処分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ共同海損トス

②前項ノ規定ハ危険カ過失ニ因リテ生シタル場合ニ於テ利害関係人ノ過失者ニ対スル求償ヲ妨ケス

第七百八十九条 共同海損ハ之ニ因リテ保存スルコトヲ得タル船舶又ハ積荷ノ価格ト運送賃ノ半額ト共同海損タル損害ノ額トノ割合ニ応シテ各利害関係人之ヲ分担ス

第七百九十条 共同海損ノ分担額ニ付テハ船舶ノ価格ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル価格トシ積荷ノ価格ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル価格トス但積荷ニ付テハ其価格中ヨリ滅失ノ場合ニ於テ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

第七百九十一条 前二条ノ規定ニ依リ共同海損ヲ分担スヘキ者ハ船舶ノ到達又ハ積荷ノ引渡ノ時ニ於テ現存スル価額ノ限度ニ於テノミ其責ニ任ス

取扱いに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある人若しくは物に損害を加えた事故について準用する。

(非航海船との衝突等への準用)

第七百九十一条 前三条の規定は、船舶と非航海船との事故について準用する。

第七百九十二条 船舶ニ備附ケタル武器、船員ノ給料、船員及ヒ旅客ノ食料並ニ衣類ハ共同海損ノ分担ニ付キ其価額ヲ算入セス但此等ノ物ニ加ヘタル損害ハ他ノ利害関係人ノヲ分担ス

第七百九十三条 船荷証券其他積荷ノ価格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ナクシテ船積シタル荷物又ハ属具目録ニ記載セサル属具ニ加ヘタル損害ハ利害関係人ニ於テ之ヲ分担スルコトヲ要セス
② 甲板ニ積込ミタル荷物ニ加ヘタル損害亦同シ但沿岸ノ小航海ニ在リテハ此限ニ在ラス

③ 前二項ニ掲ケタル積荷ノ利害関係人ト雖モ共同海損ヲ分担スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第七百九十四条 共同海損タル損害ノ額ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル船舶ノ価格又ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル積荷ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但積荷ニ付テハ其滅失又ハ毀損ノ為メ支払フコトヲ要セザリシ一切ノ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

② 第五百七十八条ノ規定ハ共同海損ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七百九十五条 船荷証券其他積荷ノ価格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ニ積荷ノ実価ヨリ低キ価額ヲ記載シタルトキハ其積荷ニ加ヘタル損害ノ額ハ其記載シタル価額ニ依リテ之ヲ定ム

②積荷ノ実価ヨリ高キ価額ヲ記載シタルトキハ其積荷ノ利害關係人ハ其記載シタル価額ニ応シテ共同海損ヲ分担ス

③前二項ノ規定ハ積荷ノ価格ニ影響ヲ及ホスヘキ事項ニ付キ虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七百九十六条 第七百八十九条ノ規定ニ依リテ利害關係人カ共同海損ヲ分担シタル後船舶、其属具若クハ積荷ノ全部又ハ一部カ其所有者ニ復シタルトキハ其所有者ハ償金中ヨリ救助料及ヒ一部滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ノ額ヲ控除シタルモノヲ返還スルコトヲ要ス

第七百九十七条 船舶カ双方ノ船員ノ過失ニ因リテ衝突シタル場合ニ於テ双方ノ過失ノ輕重ヲ判定スルコト能ハサルトキハ其衝突ニ因リテ生シタル損害ハ各船舶ノ所有者平分シテ之ヲ負担ス

第七百九十八条 共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債權ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ共同海損ニ付テハ其計算終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第七百九十九条 本章ノ規定ハ船舶カ不可抗力ニ因リテ發航港又ハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為ス為メニ要スル費用ニ之ヲ準用ス

第五章 海難救助

(救助料の支払の請求等)

第七百九十二条 船舶又は積荷その他の船舶内にある物（以下この編において「積荷等」という。）の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があるときは、その者（以下この章において「救助者」という。）は、契約に基づかないで救助したときであつても、その結果に対して救助料の支払を請求することができる。

2 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に代わつてその救助に係る契約を締結する権限を有する。

(救助料の額)

第七百九十三条 救助料につき特約がない場合において、その額につき争いがあるときは、裁判所は、危険の程度、救助の結果、救助のために要した労力及び費用（海洋の汚染の防止又は軽減のためのものを含む。）その他一切の事情を考慮して、これを定める。

(救助料の増減の請求)

第七百九十四条 海難に際し契約で救助料を定めた場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を

第五章 海難救助

第八百条 船舶又ハ積荷ノ全部又ハ一部カ海難ニ遭遇セル場合ニ於テ義務ナクシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ対シテ相当ノ救助料ヲ請求スルコトヲ得

第八百一条 救助料ニ付キ特約ナキ場合ニ於テ其額ニ付キ争アルトキハ危険ノ程度、救助ノ結果、救助ノ為メニ要シタル労力及ヒ費用其他一切ノ事情ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム

第八百二条 海難ニ際シ契約ヲ以テ救助料ヲ定メタル場合ニ於テ其額カ著シク不相当ナルトキハ当事者ハ其増加又ハ減少ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第八百三条 救助料ノ額ハ特約ナキトキハ救助セラレタル物ノ価額ニ超ユルコトヲ得ス

②先順位ノ先取特権アルトキハ救助料ノ額ハ先取特権者ノ債権額ヲ控除シタル残額ニ超ユルコトヲ得ス

第八百四条 数人カ共同シテ救助ヲ為シタル場合ニ於テ救助料分配ノ割合ニ付テハ第八百一条ノ規定ヲ準用ス

②人命ノ救助ニ従事シタル者モ亦前項ノ規定ニ従ヒテ救助料ノ分

請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(救助料の上限度)

第七百九十五条 救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額（救助された積荷の運送賃の額を含む。）の合計額を超えることができない。

(救助料の割合等)

第七百九十六条 数人が共同して救助した場合において、各救助者に支払うべき救助料の割合については、第七百九十三条の規定を準用する。

2 第七百九十二条第一項に規定する場合において、人命の救助に従事した者があるときは、その者も、前項の規定に従つて救助料の支払を受けることができる。

第七百九十七条 救助に従事した船舶に係る救助料については、その三分の二を船舶所有者に支払い、その三分の一を船員に支払わなければならない。

2 前項の規定に反する特約で船員に不利なものは、無効とする。
3 前二項の規定にかかわらず、救助料の割合が著しく不当で

配ヲ受クルコトヲ得

第八百五条 救助ニ従事シタル船舶カ汽船ナルトキハ救助料ノ三分ノ二、帆船ナルトキハ其二分ノ一ヲ船舶所有者ニ支払ヒ其残額ハ折半シテ之ヲ船長及ヒ海員ニ支払フコトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リテ海員ニ支払フヘキ金額ノ分配ハ船長之ヲ行フ此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

③前二項ノ規定ニ反スル契約ハ無効トス

第八百六条 船長カ前条第二項ノ規定ニ依リ救助料ノ分配ヲ為スニハ航海ヲ終ハルマテニ分配案ヲ作り之ヲ海員ニ告示スルコトヲ要ス

第八百七条 海員カ前条ノ分配案ニ対シテ異議ノ申立ヲ為サントスルトキハ其告示アリタル後異議ノ申立ヲ為スコトヲ得ル最初ノ港ノ管海官庁ニ之ヲ為スコトヲ要ス

②管海官庁ハ異議ヲ理由アリトスルトキハ分配案ヲ更正スルコトヲ得

③船長ハ異議ノ落著前ニハ救助料ノ支払ヲ為スコトヲ得ス

第八百八条 船長カ分配案ノ作成ヲ怠リタルトキハ管海官庁ハ海員ノ請求ニ因リ船長ニ対シテ分配案ノ作成ヲ命スルコトヲ得

あるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減を請求することができる。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定する。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 救助者が救助することを業とする者であるときは、前各項の規定にかかわらず、救助料の全額をその救助者に支払わなければならない。

(救助料の割合の案)

第七百九十八条 船舶所有者が前条第四項の規定により救助料の割合を決定するには、航海を終了するまでにその案を作成し、これを船員に示さなければならない。

第七百九十九条 船員は、前条の案に対し、異議の申立てをすることができ、この場合において、当該異議の申立ては、その案が示された後、当該異議の申立てをすることができる最初の港の管海官庁にしなければならない。

2 管海官庁は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、前条の案を更正することができる。

3 船舶所有者は、第一項の規定による異議の申立てについての

② 船長カ前項ノ命令ニ従ハサルトキハ管海官庁ハ分配案ヲ作ルコトヲ得

第八百九条 左ノ場合ニ於テハ救助者ハ救助料ヲ請求スルコトヲ得ス

一 故意又ハ過失ニ因リテ海難ヲ惹起シタルトキ

二 正当ノ事由ニ因リテ救助ヲ拒マレタルニ拘ハラズ強ヒテ之

ニ従事シタルトキ

三 救助シタル物品ヲ隠匿シ又ハ濫ニ之ヲ処分シタルトキ

第八百十條 救助者ハ其債權ニ付キ救助シタル積荷ノ上ニ先取特權ヲ有ス

② 前項ノ先取特權ニハ船舶債權者ノ先取特權ニ關スル規定ヲ準用ス

第八百十一條 船長ハ救助料ノ債務者ニ代ハリテ其支払ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

② 救助料ニ關スル訴ニ於テハ船長ハ自ラ原告又ハ被告ト為ルコトヲ得但其訴ニ付キ言渡シタル判決ハ救助料ノ債務者ニ對シテモ其効力ヲ有ス

第八百十二條 積荷ノ所有者ハ救助セラレタル物ヲ以テ救助料ヲ

管海官庁の決定があるまでは、船員に対し、救助料の支払をすることができない。

第八百条 船舶所有者が第七百九十八条の案の作成を怠ったときは、管海官庁は、船員の請求により、船舶所有者に対し、その案の作成を命ずることができる。

2| 船舶所有者が前項の規定による命令に従わないときは、管海官庁は、自ら第七百九十七条第四項の規定による決定をすることができ。

(救助料を請求することができない場合)

第八百一条 次に掲げる場合には、救助者は、救助料を請求することができない。

- 一 故意に海難を発生させたとき。
- 二 正当な事由により救助を拒まれたにもかかわらず、救助したとき。

(積荷等についての先取特権)

第八百二条 救助料に係る債権を有する者は、救助された積荷等について先取特権を有する。

2| 前項の先取特権については、第八百四十三条第二項、第八百四十四条及び第八百四十六条の規定を準用する。

支払フ義務ヲ負フ

第八百十三条 積荷ノ上ニ存スル先取特権ハ債務者カ其積荷ヲ第

三取得者ニ引渡シタル後ハ其積荷ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス

第八百十四条 救助料ノ請求権ハ救助ヲ為シタル時ヨリ一年ヲ経

過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

〔救助料の支払等に係る船長の権限〕

第八百三条 救助された船舶の船長は、救助料の債務者に代わつてその支払に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2| 救助された船舶の船長は、救助料に関し、救助料の債務者のために、原告又は被告となることができる。

3| 前二項の規定は、救助に従事した船舶の船長について準用する。この場合において、これらの規定中「債務者」とあるのは、「債権者（当該船舶の船舶所有者及び海員に限る。）」と読み替えるものとする。

4| 前三項の規定は、契約に基づく救助については、適用しない。

〔積荷等の所有者の責任〕

第八百四条 積荷等の全部又は一部が救助されたときは、当該積荷等の所有者は、当該積荷等をもって救助料に係る債務を弁済する責任を負う。

〔特別補償料〕

第八百五条 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海

洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとったときは、その者（以下この条において「汚染対処船舶救助従事者」という。）は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、特別補償料の支払を請求することができる。

2| 特別補償料の額は、前項に規定する措置として必要又は有益であつた費用に相当する額とする。

3| 汚染対処船舶救助従事者がその措置により第一項に規定する障害を防止し、又は軽減したときは、特別補償料は、当事者の請求により、前項に規定する費用に相当する額以上当該額に百分の三十（当該額が当該障害の防止又は軽減の結果に比して著しく少ないことその他の特別の事情がある場合にあつては、百分の百）を乗じて得た額を加算した額以下の範囲内において、裁判所がこれを定める。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4| 汚染対処船舶救助従事者が同一の海難につき救助料に係る債権を有するときは、特別補償料の額は、当該救助料の額を控除した額とする。

5| 汚染対処船舶救助従事者の過失によつて第一項に規定する障害を防止し、又は軽減することができなかつたときは、裁判所は、これを考慮して、特別補償料の額を定めることができる。

（救助料に係る債権等の消滅時効）

第八百六条 救助料又は特別補償料に係る債権は、救助の作業が終了した時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（非航海船舶の救助への準用）

第八百七条 この章の規定は、非航海船舶又は非航海船舶内にある積荷その他の物を救助する場合について準用する。

第六章 共同海損

（共同海損の成立）

第八百八条 船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分（以下この章において「共同危険回避処分」という。）によって生じた損害及び費用は、共同海損とする。

2 前項の規定は、同項の危険が過失によって生じた場合における利害関係人から当該過失のある者に対する求償権の行使を妨げない。

（共同海損となる損害又は費用）

第八百九条 共同海損となる損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によって算定する。ただし、第二号及び第四号に定める額については、積荷の滅失又は損傷のためを支払うことを要しなくなった一切の費用の額を控除するものとする。

一 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格

二 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

三 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格

四 運送賃 陸揚げの地及び時において請求することができる運送賃の額

2| 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足りる書類（以下この章において「価格評定書類」という。）に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によつて定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。

3| 次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しない。

一 次に掲げる物に加えた損害。ただし、次のハに掲げる物にあつては第五百七十七条第二項第一号に掲げる場合を、次の

二に掲げる物にあつては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。

イ 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷

ロ 船積みに際して故意に虚偽の申告がされた積荷

ハ 高価品である積荷であつて、荷送人又は傭船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの

ニ 甲板上の積荷

ホ 属具目録に記載がない属具

二 特別補償料

(共同海損の分担額)

第八百十条 共同海損は、次の各号に掲げる者（船員及び旅客を除く。）が当該各号に定める額の割合に応じて分担する。

一 船舶の利害関係人 到達の地及び時における当該船舶の価格

二 積荷の利害関係人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

ロ 共同危険回避処分の際においてイに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送賃その他の費用の額

三 積荷以外の船舶内にある物（船舶に備え付けた武器を除く

-
- 。の利害関係人 到達の地及び時における当該物の価格
- 四 運送人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
- イ 第二号ロに規定する運送賃のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額
- ロ 船員の給料その他の航海に必要な費用（共同海損となる費用を除く。）のうち、共同危険回避処分時に船舶及び第二号イに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払うことを要しないこととなる額
- 2 共同危険回避処分の後、到達又は陸揚げ前に船舶又は積荷等について必要費又は有益費を支出したときは、当該船舶又は積荷等については、前項第一号から第三号までに定める額は、その費用（共同海損となる費用を除く。）の額を控除した額とする。
- 3 第一項に規定する者が共同危険回避処分によりその財産につき損害を受けたときは、その者については、同項各号に定める額は、その損害の額（当該財産について前項に規定する必要費又は有益費を支出した場合にあっては、その費用（共同海損となる費用に限る。）の額を超える部分の額に限る。）を加算した額とする。
- 4 価格評定書類に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価格評定書類に記載された価額
-

に依りて共同海損を分担する。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価を超える価格が評定されることとなるときも、同様とする。

(共同海損を分担すべき者の責任)

第八百十一条 前条の規定により共同海損を分担すべき者は、船舶の到達(同条第一項第二号又は第四号に掲げる者にあつては、積荷の陸揚げ)の時に現存する価額の限度においてのみ、その責任を負う。

(共同海損の分担に基づく債権の消滅時効)

第八百十二条 共同海損の分担に基づく債権は、その計算が終了した時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

第八百十三条及び第八百十四条 削除

第七章 海上保険

(定義等)

第八百十五条 この章において「海上保険契約」とは、損害保険契約のうち、保険者(営業として保険の引受けを行うものに限

第六章 保険

第八百十五条 海上保険契約ハ航海ニ関スル事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ填補ヲ以テ其目的トス

②海上保険契約ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険法(平

る。以下この章において同じ。）が航海に関する事故によつて生ずることのある損害を填補することを約するものを用う。

- 2| 海上保険契約については、この章に別段の定めがある場合を除き、保険法（平成二十年法律第五十六号）第二章第一節から第四節まで及び第六節並びに第五章の規定を適用する。

（保険者の填補責任）

- 第八百十六條 保険者は、この章又は海上保険契約に別段の定めがある場合を除き、保険の目的について、保険期間内に発生した航海に関する事故によつて生じた一切の損害を填補する責任を負う。

- 第八百十七條 保険者は、海難の救助又は共同海損の分担のため被保険者が支払うべき金額を填補する責任を負う。

- 2| 保険法第十九條の規定は、前項に規定する金額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十七條第一項に規定する金額」と読み替えるものとする。

（船舶保険の保険価額）

- 第八百十八條 船舶を保険の目的物とする海上保険契約（以下この章において「船舶保険契約」という。）については、保険期

成二十年法律第五十六号）第二章第一節乃至第四節及び第六節並ニ第五章ノ規定ヲ適用ス

- 第八百十六條 保險者ハ本章又ハ保險契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保險期間中保險ノ目的ニ付キ航海ニ關スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス

- 第八百十七條 保險者ハ被保險者カ支払フヘキ共同海損ノ分担額ヲ填補スル責ニ任ス但保險価額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ負担ハ保險金額ノ保險価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

- 第八百十八條 船舶ノ保險ニ付テハ保險者ノ責任カ始マル時ニ於ケル其価額ヲ以テ保險価額トス

- 第八百十九條 積荷ノ保險ニ付テハ其船積ノ地及ヒ時ニ於ケル其価額及ヒ船積並ニ保險ニ關スル費用ヲ以テ保險価額トス

- 第八百二十條 積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益又ハ報酬ノ保險ニ付テハ契約ヲ以テ保險価額ヲ定メサリシトキハ保險金額ヲ以テ保險価額トシタルモノト推定ス

間の始期における当該船舶の価額を保険価額とする。

(貨物保険の保険価額)

第八百十九条 貨物を保険の目的物とする海上保険契約（以下この章において「貨物保険契約」という。）については、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額、運送賃並びに保険に関する費用の合計額を保険価額とする。

(告知義務)

第八百二十条 保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならない。

(契約締結時に交付すべき書面の記載事項)

第八百二十一条 保険者が海上保険契約を締結した場合においては、保険法第六条第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 船舶保険契約を締結した場合 船舶の名称、国籍、種類、船質、総トン数、建造の年及び航行区域（一の航海について

第八百二十一条 一航海ニ付キ船舶ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ責任ハ荷物又ハ底荷ノ船積ニ著手シタル時ヲ以テ始マル

②荷物又ハ底荷ノ船積ヲ為シタル後船舶ヲ保険ニ付シタルトキハ保険者ノ責任ハ契約成立ノ時ヲ以テ始マル

③前二項ノ場合ニ於テ保険者ノ責任ハ到達港ニ於テ荷物又ハ底荷ノ陸揚力終了シタル時ヲ以テ終ハル但其陸揚力不可抗力ニ因ラズシテ遅延シタルトキハ其終了スヘカリシ時ヲ以テ終ハル

第八百二十二条 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ責任ハ其積荷カ陸地ヲ離レタル時ヲ以テ始マリ陸揚港ニ於テ其陸揚力終了シタル時ヲ以テ終ハル

②前条第三項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百二十三条 海上保険証券ニハ保険法第六条第一項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 船舶ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ其船舶ノ名称、国籍並ニ種類、船長ノ氏名及ヒ発航港、到達港又ハ寄航港ノ定アルトキハ其港名

- 二 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ船舶ノ名称、国籍並ニ

船舶保険契約を締結した場合には、発航港及び到達港（寄航港の定めがあるときは、その港を含む。）並びに船舶所有者の氏名又は名称

二 貨物保険契約を締結した場合 船舶の名称並びに貨物の発送地、船積港、陸揚港及び到達地

（航海の変更）

第八百二十二条 保険期間の始期の到来前に航海の変更をしたときは、海上保険契約は、その効力を失う。

2 保険期間内に航海の変更をしたときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 到達港を変更し、その実行に着手した場合には、海上保険契約で定める航路を離れないときであっても、航海の変更をしたものとみなす。

（著しい危険の増加）

第八百二十三条 次に掲げる場合には、保険者は、その事実が生じた時以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、当該事実が当該事故の発生に影響を及ぼ

種類、船積港及ヒ陸揚港

第八百二十四条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テ航海ヲ変更シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

② 保険者ノ責任カ始マル後航海ヲ変更シタルトキハ保険者ハ其変更後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス

③ 到達港ヲ変更シ其実行ニ著シタルトキハ保険シタル航路ヲ離レサルトキト雖モ航海ヲ変更シタルモノト看做ス

第八百二十五条 被保険者カ発航ヲ為シ若クハ航海ヲ継続スルコトヲ怠リ又ハ航路ヲ変更シ其他著シク危険ヲ変更若クハ増加シタルトキハ保険者ハ其変更又ハ増加以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更又ハ増加力事故ノ発生ニ影響ヲ及ボササリシトキ又ハ保険者ノ負担ニ帰スヘキ不可抗力若クハ正當ノ理由ニ因リテ生シタルトキハ此限ニ在ラス

第八百二十六条 保険契約中ニ船長ヲ指定シタルトキト雖モ船長ノ変更ハ契約ノ効力ニ影響ヲ及ボサス

第八百二十七条 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘ

さなかつたとき、又は保険契約者若しくは被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 被保険者が発航又は航海の継続を怠つたとき。
- 二 被保険者が航路を変更したとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、保険契約者又は被保険者が危険を著しく増加させたとき。

(船舶の変更)

第八百二十四条 貨物保険契約で定める船舶を変更したときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(予定保険)

第八百二十五条 貨物保険契約において、保険期間、保険金額、保険の目的物、約定保険価額、保険料若しくはその支払の方法、船舶の名称又は貨物の發送地、船積港、陸揚港若しくは到達地（以下この条において「保険期間等」という。）につきその決定の方法を定めたときは、保険法第六条第一項に規定する書面には、保険期間等を記載することを要しない。

キ利益若クハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テ船舶ヲ変更シタルトキハ保險者ハ其変更以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス

第八百二十八条 保險契約ヲ為スニ當タリ荷物ヲ積込ムヘキ船舶ヲ定メサリシ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其荷物ヲ船積シタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク保險者ニ對シテ船舶ノ名称及ヒ国籍ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

②保險契約者又ハ被保險者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フ

第八百二十九条 保險者ハ左ニ掲ケタル損害又ハ費用ヲ填補スル責ニ任セス

一 保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害

二 船舶又ハ運送賃ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テ發航ノ當時安全ニ航海ヲ為スニ必要ナル準備ヲ為サス又ハ必要ナル書類ヲ備ヘサルニ因リテ生シタル損害

三 積荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テ傭船者、荷送人又ハ荷受

2| 保険契約者又は被保険者は、前項に規定する場合において、
保険期間等が確定したことを知ったときは、遅滞なく、保険者
に対し、その旨の通知を発しなければならない。

3| 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞な
く前項の通知をしなかったときは、貨物保険契約は、その効力
を失う。

(保険者の免責)

第八百二十六条 保険者は、次に掲げる損害を填補する責任を負
わない。ただし、第四号に掲げる損害にあつては、保険契約者
又は被保険者が発航の当時同号に規定する事項について注意を
怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 保険の目的物の性質若しくは瑕疵又はその通常の損耗によ
つて生じた損害

二 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失（責任保険
契約にあつては、故意）によつて生じた損害

三 戦争その他の変乱によつて生じた損害

四 船舶保険契約にあつては、発航の当時第七百三十九条第一
項各号（第七百七条及び第七百五十六条第一項において準用
する場合を含む。）に掲げる事項を欠いたことにより生じた
損害

五 貨物保険契約にあつては、貨物の荷造りの不完全によつて

人ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害

四 水先案内料、入港料、燈台料、檢疫料其他船舶又ハ積荷ニ
付キ航海ノ為メニ出タシタル通常ノ費用

第八百三十条 共同海損ニ非サル損害又ハ費用カ其計算ニ関スル
費用ヲ算入セスシテ保険価額ノ百分ノ二ヲ超エサルトキハ保険
者ハ之ヲ填補スル責ニ任セス

② 右ノ損害又ハ費用カ保険価額ノ百分ノ二ヲ超エタルトキハ保険
者ハ其全額ヲ支払フコトヲ要ス

③ 前二項ノ規定ハ当事者カ契約ヲ以テ保険者ノ負担セサル損害又
ハ費用ノ割合ヲ定メタル場合ニ之ヲ準用ス

④ 前三項ニ定メタル割合ハ各航海ニ付キ之ヲ計算ス

第八百三十一条 保険ノ目的タル積荷カ毀損シテ陸揚港ニ到達シ
タルトキハ保険者ハ其積荷カ毀損シタル状況ニ於ケル価額ノ毀
損セサル状況ニ於テ有スヘカリシ価額ニ対スル割合ヲ以テ保険
価額ノ一部ヲ填補スル責ニ任ス

第八百三十二条 航海ノ途中ニ於テ不可抗力ニ因リ保険ノ目的タ
ル積荷ヲ売却シタルトキハ其売却ニ依リテ得タル代価ノ中ヨリ
運送賃其他ノ費用ヲ控除シタルモノト保険価額トノ差ヲ以テ保
険者ノ負担トス但保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テ

生じた損害

(貨物の損傷等の場合の填補責任)

第八百二十七条 保険の目的物である貨物が損傷し、又はその一部が滅失して到達地に到着したときは、保険者は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に乗じて得た額を填補する責任を負う。

一 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかったとした場合の当該貨物の価額から損傷又は一部滅失後の当該貨物の価額を控除した額

二 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかったとした場合の当該貨物の価額

(不可抗力による貨物の売却の場合の填補責任)

第八百二十八条 航海の途中において不可抗力により保険の目的物である貨物が売却されたときは、保険者は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を填補する責任を負う。

一 保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)

二 当該貨物の売却によって得た代価から運送賃その他の費用を控除した額

保険法第十九条ノ適用ヲ妨ケス

②前項ノ場合ニ於テ買主カ代価ヲ支払ハサルトキハ保険者ハ其支払ヲ為スコトヲ要ス但其支払ヲ為シタルトキハ被保険者ノ買主ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス

第八百三十三条 左ノ場合ニ於テハ被保険者ハ保険ノ目的ヲ保險

者ニ委付シテ保険金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

一 船舶カ沈没シタルトキ

二 船舶ノ行方カ知レサルトキ

三 船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキ

四 船舶又ハ積荷カ捕獲セラレタルトキ

五 船舶又ハ積荷カ官ノ処分ニ依リテ押収セラレ六ヶ月間解放セラレサルトキ

第八百三十四条 船舶ノ存否カ六ヶ月間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス

②保険期間ノ定アル場合ニ於テ其期間カ前項ノ期間内ニ経過シタルトキト雖モ被保険者ハ委付ヲ為スコトヲ得但船舶カ保険期間内ニ滅失セサリシコトノ証明アリタルトキハ其委付ハ無効トス

第八百三十五条 第八百三十三条第三号ノ場合ニ於テ船長カ遅滞ナク他ノ船舶ヲ以テ積荷ノ運送ヲ継続シタルトキハ被保険者ハ

(告知義務違反による解除)

第八百二十九条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、危険に
関する重要な事項について、故意又は重大な過失により事実の
告知をせず、又は不実の告知をしたときは、海上保険契約を解
除することができる。この場合においては、保険法第二十八条
第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第三十
一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

(相互保険への準用)

第八百三十条 この章の規定は、相互保険について準用する。た
だし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

第八百三十一条から第八百四十一条まで 削除

其積荷ヲ委付スルコトヲ得ス

第八百三十六条 被保険者カ委付ヲ為サント欲スルトキハ三個月
内ニ保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②前項ノ期間ハ第八百三十三条第一号、第三号及ヒ第四号ノ場合
ニ於テハ被保険者カ其事由ヲ知りタル時ヨリ之ヲ起算ス

③再保険ノ場合ニ於テハ第一項ノ期間ハ其被保険者カ自己ノ被保
険者ヨリ委付ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第八百三十七条 委付ハ單純ナルコトヲ要ス

②委付ハ保険ノ目的ノ全部ニ付テ之ヲ為スコトヲ要ス但委付ノ原
因カ其一部ニ付テ生シタルトキハ其部分ニ付テノミ之ヲ為スコ
トヲ得

③保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ委付ハ保険金額
ノ保険価額ニ対スル割合ニ応シテ之ヲ為スコトヲ得

第八百三十八条 保険者カ委付ヲ承認シタルトキハ後日其委付ニ
対シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第八百三十九条 保険者ハ委付ニ因リ被保険者カ保険ノ目的ニ付
キ有セル一切ノ権利ヲ取得ス

②被保険者カ委付ヲ為シタルトキハ保険ノ目的ニ関スル証書ヲ保

險者ニ交付スルコトヲ要ス

第四百四十条 被保險者ハ委付ヲ為スニ當タリ保險者ニ對シ保險ノ目的ニ關スル他ノ保險契約並ニ其負担ニ屬スル債務ノ有無及ヒ其種類ヲ通知スルコトヲ要ス

② 保險者ハ前項ノ通知ヲ受クルマテハ保險金額ノ支払ヲ為スコトヲ要セス

③ 保險金額ノ支払ニ付キ期間ノ定アルトキハ其期間ハ保險者力第一項ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第四百四十一条 保險者カ委付ヲ承認セサルトキハ被保險者ハ委付ノ原因ヲ證明シタル後ニ非サレハ保險金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百四十一条ノ二 本章ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性質ガ之ヲ許サザルトキハ此限ニ在ラズ

第七章 船舶債權者

第四百四十二条 左ニ掲ケタル債權ヲ有スル者ハ船舶、其屬具及ヒ未タ受取ラサル運送貨ノ上ニ先取特權ヲ有ス

一 船舶並ニ其屬具ノ競売ニ關スル費用及ヒ競売手續開始後ノ

第八章 船舶先取特權及び船舶抵當權

(船舶先取特權)

第四百四十二条 次に掲げる債權を有する者は、船舶及びその屬具について先取特權を有する。

一 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

二 救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権

三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）若しくは国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権であつて船舶の入港、港湾の利用その他船舶の航海に関して生じたもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権

四 航海を継続するために必要な費用に係る債権

五 雇用契約によつて生じた船長その他の船員の債権

（船舶先取特権の順位）

第八百四十三条 前条各号に掲げる債権に係る先取特権（以下この章において「船舶先取特権」という。）が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、同条各号に掲げる順序に従う。ただし、同条第二号に掲げる債権（救助料に係るものに限る。）に係る船舶先取特権は、その発生の際において既に生じている他の船舶先取特権に優先する。

2 同一順位の船舶先取特権を有する者が数人あるときは、これらの者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、前条第二号から第四号までに掲げる債権にあつては、同一順位の船舶先取特権が同時に生じたものでないときは、後に生じた

保存費

二 最後ノ港ニ於ケル船舶及ヒ其属具ノ保存費

三 航海ニ関シ船舶ニ課シタル諸税

四 水先案内料及ヒ挽船料

五 救助料及ヒ船舶ノ負担ニ属スル共同海損

六 航海継続ノ必要ニ因リテ生シタル債権

七 雇傭契約ニ因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債権

八 船舶カ其売買又ハ製造ノ後未タ航海ヲ為ササル場合ニ於テ其売買又ハ製造並ニ艤装ニ因リテ生シタル債権及ヒ最後ノ航海ノ為メニスル船舶ノ艤装、食料並ニ燃料ニ関スル債権

第八百四十三条 船舶債権者ノ先取特権ハ運送賃ニ付テハ其先取特権ノ生シタル航海ニ於ケル運送賃ノ上ニノミ存在ス

第八百四十四条 船舶債権者ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先権ノ順位ハ第八百四十二条ニ掲ケタル順序ニ従フ但同条第四号乃至第六号ノ債権間ニ在リテハ後ニ生シタルモノ前ニ生シタルモノニ先ツ

②同一順位ノ先取特権者数人アルトキハ各其債権額ノ割合ニ応シテ弁済ヲ受ク但第八百四十二条第四号乃至第六号ノ債権カ同時ニ生セサリシ場合ニ於テハ後ニ生シタルモノ前ニ生シタルモノニ先ツ

船舶先取特権が前に生じた船舶先取特権に優先する。

(船舶先取特権と他の先取特権との競合)

第四百四十四條 船舶先取特権と他の先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、他の先取特権に優先する。

(船舶先取特権と船舶の譲受人)

第四百四十五條 船舶所有者がその船舶を譲渡したときは、譲受人は、その登記をした後、船舶先取特権を有する者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。この場合において、その期間は、一箇月を下ることができない。

2 船舶先取特権を有する者が前項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、その船舶先取特権は、消滅する。

(船舶先取特権の消滅)

第四百四十六條 船舶先取特権は、その発生後一年を経過したときは、消滅する。

(船舶抵当権)

第四百四十七條 登記した船舶は、抵当権の目的とすることができぬ。

③先取特権カ数回ノ航海ニ付テ生シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ハラス後ノ航海ニ付テ生シタルモノ前ノ航海ニ付テ生シタルモノニ先ツ

第四百四十五條 船舶債権者ノ先取特権ト他ノ先取特権ト競合スル場合ニ於テハ船舶債権者ノ先取特権ハ他ノ先取特権ニ先ツ

第四百四十六條 船舶所有者カ其船舶ヲ譲渡シタル場合ニ於テハ譲受人ハ其譲渡ヲ登記シタル後先取特権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其債権ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ一ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

②先取特権者カ前項ノ期間内ニ其債権ノ申出ヲ為ササリシトキハ其先取特権ハ消滅ス

第四百四十七條 船舶債権者ノ先取特権ハ其発生後一年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

②第四百四十二條第八号ノ先取特権ハ船舶ノ発航ニ因リテ消滅ス

第四百四十八條 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ抵当権ノ目的ト為スコトヲ得

②船舶ノ抵当権ハ其属具ニ及フ

③船舶ノ抵当権ニハ不動産ノ抵当権ニ関スル規定ヲ準用ス此場合

2| 船舶の抵当権は、その属具に及ぶ。

3| 船舶の抵当権には、不動産の抵当権に関する規定を準用する。
。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を
実行して競売の申立てをしないとき」とあるのは、「抵当権の
実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の
第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が
抵当権の実行としての競売の申立てをすることができると至つ
た後一週間以内にこれをしないとき」と読み替えるものとする
。

（船舶抵当権と船舶先取特権等との競合）

第八百四十八条 船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合
には、船舶先取特権は、船舶の抵当権に優先する。

2| 船舶の抵当権と先取特権（船舶先取特権を除く。）とが競合
する場合には、船舶の抵当権は、民法第三百三十条第一項に規
定する第一順位の先取特権と同順位とする。

（質権設定の禁止）

第八百四十九条 登記した船舶は、質権の目的とすることができ
ない。

（製造中の船舶への準用）

ニ於テハ 民法第三百八十四条第一号 中「抵当権を実行して競
売の申立てをしないとき」トアルハ「抵当権の実行としての競
売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対
する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行と
しての競売の申立てをすることができると至つた後一週間以内
にこれをしないとき」ト読替フルモノトス

第八百四十九条 船舶ノ先取特権ハ抵当権ニ先チテ之ヲ行フコト
ヲ得

第八百五十条 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ質権ノ目的ト為スコト
ヲ得ス

第八百五十一条 本章ノ規定ハ製造中ノ船舶ニ之ヲ準用ス

第 八 百 五 十 条 この章の規定は、製造中の船舶について準用する

①

二 国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）

改正案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この法律（第十六条を除く。）の規定は船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「船舶」とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百八十四条に規定する船舶をいう。</p> <p>2 この法律において「運送人」とは、前条の運送を引き受ける者をいう。</p> <p>3 この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する者をいう。</p> <p>4 この法律において「一計算単位」とは、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいう。</p> <p>第四条 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この法律（第二十条の二を除く。）の規定は船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「船舶」とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。</p> <p>2 この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び傭船者をいう。</p> <p>3 この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する傭船者及び荷送人をいう。</p> <p>4 (同上)</p> <p>第四条 (同上)</p>

、同条の責を免かれることができない。

2 運送人は、次の事実があつたこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免かれる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

一 海上その他可航水域に特有の危険

二 天災

三 戦争、暴動又は内乱

四 海賊行為その他これに準ずる行為

五 裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分

六 荷送人若しくは運送品の所有者又はその使用する者の行為

七 同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為

八 海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離路若しくはその他の正当な理由に基く離路

九 運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥

十 運送品の荷造又は記号の表示の不完全

十一 起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥

3 前項の規定は、商法第七百六十条の規定の適用を妨げない。

(航海に堪える能力に関する注意義務)

2 (同上)

3 前項の規定は、第九条の規定の適用を妨げない。

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第五条 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。

二 船員の乗組み、船舶の艤装及び需品の補給を適切に行うこと。

三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

(削る)

第五条 運送人は、自己又はその使用する者が発航の当時次の事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

一 船舶を航海に堪える状態におくこと。

二 船員を乗り組ませ、船舶を艤装し、及び需品を補給すること。

三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態におくこと。

2 運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免かれることができない。

(船荷証券の交付義務)

第六条 運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券(以下「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならぬ。運送品の船積前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券(以下「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

(削る)

(船荷証券の作成)

第七条 船荷証券には、次の事項（受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く。）を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人の氏名又は商号

五 荷受人の氏名又は商号

六 運送人の氏名又は商号

七 船舶の名称及び国籍

八 船積港及び船積の年月日

九 陸揚港

十 運送賃

十一 数通の船荷証券を作ったときは、その数

十二 作成地及び作成の年月日

2 | 受取船荷証券と引換に船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載

しなければならない。

(荷送人の通告)

第八条 前条第一項第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならない。

2| 前項の規定は、同項の通告が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び同項の通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、また同様とする。

3| 荷送人は、運送人に対し、第一項の通告が正確であることを担保する。

(船荷証券の不実記載)

第九条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

(準用規定)

第十条 商法第五百七十三条から第五百七十五条まで、第五百八十四条及び第七百七十条から第七百七十五条までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(危険物の処分)

第六条 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積みの際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、いつでも、陸揚げし、破壊し、又は無害にすることが出来る。

2 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

3 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積みの際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知っていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚げし、破壊し、又は無害にすることができる。

4 運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(荷受人等の通知義務)

第七条 荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。

2 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がな

(危険物の処分)

第十一条 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚げし、破壊し、又は無害にすることが出来る。

2 (同上)

3 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知っていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚げし、破壊し、又は無害にすることができる。

4 運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わない。

(荷受人等の通知義務)

第十二条 (同上)

2 (同上)

く引き渡されたものと推定する。

3 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。

4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

(損害賠償の額)

第八条 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場）によつて定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。

2 商法第五百七十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(責任の限度)

第九条 運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額を限度とする。

一 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額

二 前号の運送品の総重量について一キログラムにつき一計算

3 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。

4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

(損害賠償の額)

第十二条の二 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格（商品取引所の相場のある物品については、その相場）によつて定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。

2 商法第五百八十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(責任の限度)

第十三条 運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額を限度とする。

一 一計算単位の六百六十六・六七倍の金額

二 滅失、損傷又は延着に係る運送品の総重量について一キロ

- 単位の二倍を乗じて得た金額
- 2 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。
 - 3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具（以下この項において「コンテナ等」という。）を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。
 - 4 運送品に関する運送人の被用者の責任が、第十六条第三項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の被用者が損害を賠償したときは、前三項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の被用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。
 - 5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。
 - 6 前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責任を負わない。
 - 7 第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を

- グラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額
- 2 (同上)
 - 3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具（以下この項において「コンテナ等」という。）を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。
 - 4 運送品に関する運送人の使用する者の責任が、第二十条の第二項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の使用する者が損害を賠償したときは、前三項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の使用する者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。
 - 5 (同上)
 - 6 前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。
 - 7・8 (同上)

故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害について、運送品の価額とみなす。

8 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

(損害賠償の額及び責任の限度の特例)

第十條 運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながら自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第八條及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責任を負う。

(削る)

(損害賠償の額及び責任の限度の特例)

第十三條の二 運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながら自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第十二條の二及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責めを負う。

(責任の消滅)

第十四條 運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日(全部滅失の場合には、引き渡されるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

2| 前項の期間は、運送品に関する損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

3| 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合における運送品に関する第三者の責任は、運送人が、第一項の期間内に、損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた場合においては、同項の期間(前項の規定により第一項の期間が運送人と当該第三

(特約禁止)

第十一条 第三条から第五条まで若しくは第七条から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。

2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3 第一項の規定は、運送品の船積み前又は荷揚げ後の事実により生じた損害には、適用しない。

4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

(特約禁止の特例)

者との合意により延長された場合にあつては、その延長後の期間)が満了した後にあつても、運送人が損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までは、消滅しない。

(特約禁止)

第十五条 第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

2 (同上)

3 第一項の規定は、運送品の船積み前又は荷揚げ後の事実により生じた損害には、適用しない。

4 (同上)

(特約禁止の特例)

第十二条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

第十三条 前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

第十四条 第十一条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積みの運送には、適用しない。

2 前項の運送につき第十一条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、同様とする。

(商法の適用)

第十五条 第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項（同法第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第七百五十六条第二項並びに

第十六条 (同上)

第十七条 (同上)

第十八条 第十五条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積みの運送には、適用しない。

2 前項の運送につき第十五条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、また同様とする。

(新設)

第七百六十九条の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。

(削る)

(船舶先取特権)

第十九条 船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、傭船者が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができる者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、商法第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。

3 商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

(商法の適用等)

第二十条 第一条の運送には、商法第七百三十八条、第七百三十九条、第七百五十九条及び第七百六十六条から第七百七十六条までの規定を除く外、同法を適用する。

2 商法第五百七十六条、第五百七十八条、第五百七十九条、第五百八十二条及び第五百八十三条の規定は、第一条の運送に準用する。

(削る)

(運送人等の不法行為責任)

第十六条 第三条第二項、第六条第四項及び第八條から第十條まで並びに商法第五百七十七條及び第五百八十五條の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五條第一項本文及び商法第六百九十條（同法第七百三條第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2| 前項の規定は、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任には、適用しない。

3| 第一項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の被用者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

(削る)

(運送人等の不法行為責任)

第二十條の二 第三条第二項、第十一條第四項及び第十二條の二から第十四條まで並びに前條第二項において準用する商法第五百七十八條の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五條第一項本文及び商法第六百九十條（同法第七百四條第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。

(新設)

2| 前項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の使用する者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

3| 第四條第二項及び第三項の規定は、運送品に関する運送人の使用する船長の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任について商法第七百五條の規定の適用がある場合に準用する。この場合において、第四條第二項

4 第九條第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定（第一項において準用する場合を含む。）により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の被用者の責任に準用する。

5 前二項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の被用者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。

（郵便物の運送）

第十七條 この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

中「運送人」とあるのは「船長」と、「前項」とあるのは「商法第七百五條」と、「前条」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

4 第十三條第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定（第一項において準用する場合を含む。）により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の使用する者の責任に準用する。

5 前三項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の使用する者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。

（郵便物の運送）

第二十一條（同上）

三 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三十五条 商法第三編ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶ニ付テハ此限ニ在ラス</p> <p>②商法第七百九十一条及ビ第八百七条ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセザルモ専ラ湖川、港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テ航行ノ用ニ供スル船舶（前項但書ニ規定スル船舶ヲ除ク）ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十一条中「船舶」トアルハ「船舶又は船舶法第三十五条第一項に規定する船舶」ト読替フルモノトス</p>	<p>附則</p> <p>第三十五条 商法第三編ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶ニ付テハ此限ニ在ラス</p> <p>（新設）</p>

四 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）

改正案	現行
<p>第二百二十二条 削除</p> <p>第三百十条 削除</p>	<p>第二百二十二条 湖川、港湾及ヒ沿岸小航海ノ範圍ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第三百十条 属具目錄ノ書式ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム</p>

改正案	現行
<p>第十三条ノ三 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉庫証券ヲ作製セシメタルトキハ其ノ証券ノ交付ヲ以テ貨物ノ引渡ニ代フルコトヲ得</p> <p>④ 鉄道ハ第一項ノ費用ノ弁済ヲ受クル迄倉庫証券ヲ留置スルコトヲ得</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第十八条ノ三 前条ノ規定ノ適用ヲ受クヘキ船舶ニ依ル運送ノ区間及其ノ運送業者ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>第十三条ノ三 (同上)</p> <p>② (同上)</p> <p>③ 貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉庫証券ヲ作製セシメタルトキハ其ノ証券ノ交付ヲ以テ貨物ノ引渡ニ代フルコトヲ得</p> <p>④ 鉄道ハ第一項ノ費用ノ弁済ヲ受クル迄倉庫証券ヲ留置スルコトヲ得</p> <p>⑤ (同上)</p> <p>第十八条ノ三 鉄道ト船舶ト通シ運送ヲ為ス場合ノ運送ニ付テハ請求ニ因リ荷送人ハ全運送ニ対シ運送状ヲ交付スルコトヲ要ス</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テハ荷送人ノ請求ニ因リ全運送ニ対シ貨物引換証ヲ交付スルコトヲ要ス</p> <p>③ 前二項ノ運送状又ハ貨物引換証ニ付テハ鉄道運送ニ於ケル運送状又ハ貨物引換証ニ關スル規定ヲ準用ス</p> <p>第十八条ノ四 前二条ノ規定ノ適用ヲ受クヘキ船舶ニ依ル運送ノ区間及其ノ運送業者ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム</p>

六 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

改正案	現行
<p>第十一条の十三 第十条第一項第八号の保管の事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を發行することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第一項の許可を受けた組合が發行する同項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条の規定を準用する。</p> <p>④ (略)</p> <p>第十一条の十六 第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を發行した場合には、商法第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条までの規定を準用する。</p>	<p>第十一条の十三 第十条第一項第八号の保管の事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を發行することができる。</p> <p>② (同上)</p> <p>③ 第一項の許可を受けた組合が發行する同項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項及び第六百二十八条の規定を準用する。</p> <p>④ (同上)</p> <p>第十一条の十六 第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を發行した場合には、商法第六百十六條第一項、第六百十七條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>（倉荷証券の発行）</p> <p>第十二条 第十一条第一項第七号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>（倉荷証券の記載事項等）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 組合でない者の作成する倉荷証券には、漁業協同組合倉庫証券という文字を記載してはならない。</p> <p>（商法の準用）</p> <p>第十五条 商法第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。</p>	<p>（倉荷証券の発行）</p> <p>第十二条 第十一条第一項第七号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項及び第六百二十八条の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用する。</p> <p>4 （同上）</p> <p>（倉荷証券の記載事項等）</p> <p>第十三条 （同上）</p> <p>2 組合でない者の作成する預証券及び質入証券又は倉荷証券には、漁業協同組合倉庫証券という文字を記載してはならない。</p> <p>（商法の準用）</p> <p>第十五条 商法第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。</p>

改正案

（強制水先）

第三十五条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、第四条の定めるところにより当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ（定期備船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は水域において国土交通省令で定める回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一〇三（略）

現行

（強制水先）

第三十五条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、第四条の定めるところにより当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ（期間備船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は水域において国土交通省令で定める回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

二（同上）

九 内航海運業法（昭和二十七年法律第一百五十一号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（定期備船<small>トクキベネフネ</small>を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間備船<small>キョクカンベネフネ</small>を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。</p> <p>一〇三 (同上)</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項又は第二十一条第一項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者</p> <p>ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し（<u>定期</u>備船を含む。）をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの</p> <p>ハ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (同上)</p> <p>六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項又は第二十一条第一項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者</p> <p>ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し（<u>期間</u>備船を含む。）をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの</p> <p>ハ (同上)</p>

改正案	現行
<p>（倉荷証券の発行）</p> <p>第九条の三 保管事業を行う事業協同組合は、国土交通大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条の規定を準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>第九条の六 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条までの規定を準用する。</p>	<p>（倉荷証券の発行）</p> <p>第九条の三 保管事業を行う事業協同組合は、国土交通大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入）の規定を準用する。</p> <p>4 （同上）</p> <p>第九条の六 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。</p>

十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡し（定期傭船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。</p> <p>2～6 (同上)</p> <p>7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡（期間傭船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。</p> <p>8～11 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項の先取特権</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（収入割の課税標準の算定の方法）</p> <p>第七十二条の二十四の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、保険業</p>	<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十四条の十三 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十條若しくは第八百四十二条の先取特権、<u>国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十九条の先取特権</u>、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項の先取特権</p> <p>五 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（収入割の課税標準の算定の方法）</p> <p>第七十二条の二十四の二 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、保険業</p>

を行う法人のうち保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等にあつては、当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 (略)

二 運送保険（陸上運送中の運送品を保険の目的とする保険をいう。第五号において同じ。）及び貨物保険（商法第八百十九条に規定する貨物保険契約に係る保険をいう。第五号において同じ。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の四十五を乗じて得た金額

三・四 (略)

五 船舶保険、運送保険、貨物保険、自動車損害賠償責任保険及び地震保険以外の保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た金額

4・5 (略)

を行う法人のうち保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等にあつては、当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 (同上)

二 運送保険（陸上運送中の運送品を保険の目的とする保険をいう。第五号において同じ。）及び積荷保険（商法第八百十九条又は第八百二十条に規定する保険をいう。第五号において同じ。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の四十五を乗じて得た金額

三・四 (同上)

五 船舶保険、運送保険、積荷保険、自動車損害賠償責任保険及び地震保険以外の保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た金額

4・5 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等</p> <p>第二節 漁船保険</p> <p>第一款 通則（<u>第百八条―第百十一条の四</u>）</p> <p>第五節 漁船積荷保険（<u>第百二十六条の二―第百二十六条の六</u>）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等</p> <p>第二節 漁船保険</p> <p>第一款 通則（<u>第百八条―第百十一条の五</u>）</p> <p>第五節 漁船積荷保険（<u>第百二十六条の二―第百二十六条の七</u>）</p> <p>（委付の原因）</p> <p><u>第百十一条の四</u> 次の場合には、被保険者は、漁船保険の保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部につき保険金の支払を請求することができる。</p> <p>一 漁船が沈没したとき。</p> <p>二 漁船の行方が知れなくなつたとき。</p> <p>三 漁船が修繕することができなくなつたとき。</p> <p>四 漁船が捕獲され、<u>拿捕</u>され、又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。</p> <p>2 前項第三号の規定に該当する場合には、<u>農林水産省令</u>で定める。</p>

(保険法の準用)

第百十一条の四 組合の漁船保険については、保険法第八条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条及び第二十五条の規定を準用する。

(払戻金の支払)

第百十三条の十六 (略)

2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の事故により全損した場合には、組合の保険約款で定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうち純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として農林水産省令で定める割合を保険金額に乗じて得た額を差し引いて得た額に相当する

(商法及び保険法の準用)

第百十一条の五 組合の漁船保険については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条及び第二十五条の規定を準用する。この場合において、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百十一条の四第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

(払戻金の支払)

第百十三条の十六 (同上)

2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の事故により全損した場合、満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の事故により委付された場合には、組合の保険約款で定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうち純保険料の額から、当該保険についての既経過

金額を超えない額の払戻金を請求することができる。ただし、
第百条又は第百一条の規定により、組合が当該事故に係る損害
を填補する責めを負わない場合については、この限りでない。

3 (略)

(保険関係の消滅)

第百二十条 漁船船主責任保険の保険関係は、当該漁船船主責任
保険に係る漁船を保険の目的とする漁船保険の保険関係が消滅
したときは、消滅する。ただし、当該漁船保険の保険関係の消
滅が漁船の全損によるものであるときは、この限りでない。

2 (略)

(削る)

の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の下率として農林
水産省令で定める割合を保険金額に乗じて得た額を差し引いて
得た額に相当する金額を超えない額の払戻金を請求することが
できる。ただし、第百条又は第百一条の規定により、組合が当
該事故に係る損害を填補する責めを負わない場合については、
この限りでない。

3 (同上)

(保険関係の消滅)

第百二十条 漁船船主責任保険の保険関係は、当該漁船船主責任
保険に係る漁船を保険の目的とする漁船保険の保険関係が消滅
したときは、消滅する。ただし、当該漁船保険の保険関係の消
滅が漁船の全損又は委付によるものであるときは、この限りで
ない。

2 (同上)

(委付の原因)

第百二十六条の六 次の場合には、被保険者は、漁船積荷保険の
保険の目的たる漁船積荷を組合に委付して保険金の支払を請求
することができる。

- 一 漁船積荷を積載した漁船が沈没したとき。
- 二 漁船積荷を積載した漁船の行方が知れなくなつたとき。

(準用規定)

第二百二十六条の六 組合の漁船積荷保険については、第百十一
条の三、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の五、第百十
三条の七、第百十五条、第百十六条並びに第百十七条並びに保
険法第八条、第十五条、第二十四条、第二十五条及び第九十五
条の規定を準用する。この場合において、第百十一条の三中「
漁船保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船積荷保険の
保険の目的たる漁船積荷」と、第百十三条第三項中「その組合
員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「使用する
漁船」とあるのは「使用する漁船（第五項に規定するものを除
く。）に積載した漁船積荷」と、同条第四項中「前三項」とあ
るのは「第百二十六条の六において準用する前項」と、第百十
三条の五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは
「第百二十六条の四第一項ただし書」と、第百十三条の七中「
目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、第百十五

三 漁船積荷を積載した漁船が修繕することができなくなつた
とき（漁船積荷が漁獲物その他の農林水産省令で定める物で
あるときは、当該漁船積荷を陸揚予定港に運搬することがで
きなくなつたときに限る。）。

2 前項第三号の規定に該当する場合については、農林水産省令
で定める。

(準用規定)

第二百二十六条の七 組合の漁船積荷保険については、第百十一
条の三、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の五、第百十
三条の七、第百十五条、第百十六条並びに第百十七条、商法第
八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八
百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八
百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第二十四条、第
二十五条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において
、第百十一条の三中「漁船保険の保険の目的たる漁船」とある
のは「漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷」と、第百十三
条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組
合員」と、「使用する漁船」とあるのは「使用する漁船（第五
項に規定するものを除く。）に積載した漁船積荷」と、同条第
四項中「前三項」とあるのは「第百二十六条の七において準用
する前項」と、第百十三条の五第一項ただし書中「次条第一項

条中「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船に積載した漁船積荷」と、保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(再保険料の払戻し)

第三百三十一条 組合は、第五十一条第二項、第九十五条、第一百零三条の七(第一百零三条の十六第三項、第二百一十一条及び第一百二十六条の六)において準用する場合を含む。)又は第二百二十条第二項(第二百二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)(の規定により組合員に漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険の保険料の払戻しをすべきときは、政府に対し、政令で定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

ただし書」とあるのは「第二百二十六条の四第一項ただし書」と、第一百零三条の七中「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、第一百零五条中「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船に積載した漁船積荷」と、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六条の六第一項第一号及び第三号」と、保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(再保険料の払戻し)

第三百三十一条 組合は、第五十一条第二項、第九十五条、第一百零三条の七(第一百零三条の十六第三項、第二百一十一条及び第一百二十六条の七)において準用する場合を含む。)又は第二百二十条第二項(第二百二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)(の規定により組合員に漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険の保険料の払戻しをすべきときは、政府に対し、政令で定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

(納付金)

第三百三十六条 再保険金の支払を受けた組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険のそれぞれの保険ごとに、支払を受けた再保険金に係る同一年度保険関係につき第一百一十一条の四において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項の規定により取得した権利を行使し、又は処分して得た金額からその行使又は処分によつた費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度保険関係につき支払つた保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

(漁業協同組件事務費交付金の補助)

第四百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令で定めるところにより、組合が第一百三十四条第四項(第二百一十一条及び第二百二十六条の六)において準用する場合を含む。)の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2 (略)

(任意保険事業についての準用)

(納付金)

第三百三十六条 再保険金の支払を受けた組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険のそれぞれの保険ごとに、支払を受けた再保険金に係る同一年度保険関係につき委付により取得した一切の権利及び第一百一十一条の五において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項の規定により取得した権利を行使し、又は処分して得た金額からその行使又は処分によつた費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度保険関係につき支払つた保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

(漁業協同組件事務費交付金の補助)

第四百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令で定めるところにより、組合が第一百三十四条第四項(第二百一十一条及び第二百二十六条の七)において準用する場合を含む。)の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2 (同上)

(任意保険事業についての準用)

<p>第四百四十三条の十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業については、<u>保険法</u>第四条、第八条、第十一条、第十五条、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第九十五条の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第四百四十三条の十一 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業については、<u>商法</u>第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで並びに<u>保険法</u>第四条、第八条、第十一条、第十五条、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第九十五条の規定を準用する。</p> <p>4 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章 倉庫業及び倉荷証券（第三条—第二十四条）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉荷証券の円滑な流通を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>第二章 倉庫業及び倉荷証券 （倉庫寄託約款）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉荷証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、</p>	<p>目次</p> <p>第二章 倉庫業及び倉庫証券（第三条—第二十四条）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉庫証券の円滑な流通を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>4 この法律で「倉庫証券」とは、預証券及び質入証券又は倉荷証券をいう。</p> <p>第二章 倉庫業及び倉庫証券 （倉庫寄託約款）</p> <p>第八条 （同上）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉庫証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、</p>

当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(倉荷証券の発行)

第十三条 倉荷証券は、国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2～4 (略)

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者（以下「発券倉庫業者」という。）は、倉荷証券を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(倉荷証券の発行の停止及び許可の取消)

第二十二条 国土交通大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、六月以内において期間を定めて倉荷証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 (同上)

(倉庫証券の発行)

第十三条 倉庫証券は、国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2～4 (同上)

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者（以下「発券倉庫業者」という。）は、倉庫証券を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(倉庫証券の発行の停止及び許可の取消)

第二十二条 国土交通大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、六月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第十三条第一項の許可を受けずに倉荷証券を発行した者

五 第二十二条の規定による倉荷証券の発行の停止の命令に違

反した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (同上)

四 第十三条第一項の許可を受けずに倉庫証券を発行した者

五 第二十二条の規定による倉庫証券の発行の停止の命令に違

反した者

十六 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）

改正案	現行
<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条（積荷等）<u>についての先取特権</u>若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項（船舶先取特権）の先取特権</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（船舶又は航空機の差押え）</p> <p>第七十条 登記される船舶（以下「船舶」という。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受け</p>	<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条（救助者の先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶債権者の先取特権）、<u>国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十九条（船舶先取特権）</u>、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項（船舶先取特権）の先取特権</p> <p>五 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（船舶又は航空機の差押）</p> <p>第七十条 登記される船舶（以下「船舶」という。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受け</p>

た飛行機若しくは回転翼航空機（以下「航空機」という。）の差押えについては、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押えの手續及び効力発生時期）の規定を準用する。

2 税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機を一時停泊させることができる。ただし、航行中の船舶又は航空機については、この限りでない。

3 (略)

4 前項の処分が差押書の送達前にされた場合には、第一項において準用する第六十八条第二項の規定にかかわらず、その処分をした時に差押えの効力が生ずる。

5 税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差し押さえた場合又は第二項の規定により船舶若しくは航空機を停泊させた場合において、営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立てにより、航行を許可することができる。

た飛行機若しくは回転翼航空機（以下「航空機」という。）の差押については、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押の手續及び効力発生時期）の規定を準用する。

2 税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機を一時停泊させることができる。ただし、発航の準備が終つた船舶又は航空機については、この限りでない。

3 (同上)

4 前項の処分が差押書の送達前にされた場合には、第一項において準用する第六十八条第二項の規定にかかわらず、その処分をした時に差押の効力が生ずる。

5 税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差し押えた場合又は第二項の規定により船舶若しくは航空機を停泊させた場合において、営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立てにより、航行を許可することができる。

十七 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）

改正案	現行
<p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百八十九条（同法第七百九十条（同法第七百九十一条において準用する場合を含む。）及び第七百九十一条において準用する場合を含む。）及び第八百十二条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）並びに製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。</p>	<p>第四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十一条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。</p>

十八 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）

改正案	現行
<p>第十四条 保管事業を行う商店街振興組合は、国土交通大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十七条 商店街振興組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七條までの規定を準用する。</p>	<p>第十四条 保管事業を行う商店街振興組合は、国土交通大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）の規定を準用する。</p> <p>4 (同上)</p> <p>第十七条 商店街振興組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。</p>

改正案

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

課税物件表の適用に関する通則

1～6（略）

番号	課税物件		課税	
	物件名	定義	標準 及び 税率	非課 税物 件
一	1～3（略） 4 運送に 関する契 約書（備 船契約書 を含む。）	1・2（略） 3 運送に 関する契 約書には 、乗車券、 乗 船券、航空 券及び送り 状を含む ものとする。 4 備船契約 書には、航 空機の備 船契約書	（略）	（略）

現行

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

課税物件表の適用に関する通則

1～6（略）

番号	課税物件		課税	
	物件名	定義	標準 及び 税率	非課 税物 件
一	1～3（同上） 4 運送に 関する契 約書（用 船契約書 を含む。）	1・2（同上） 3 運送に 関する契 約書には 、乗車券、 乗 船券、航空 券及び運 送状を含 まないもの とする。 4 用船契約 書には、航 空機	（同上）	（同上）

	九	倉荷証券、 船荷証券又 は複合運送 証券	二 八 （略）	
	九	倉荷証券に は、商法（明 治三十二年法 律第四十八号 ）第六百一条 （倉荷証券の 記載事項）の 記載事項の一 部を欠く証書 で、倉荷証券 と類似の効用	（略）	を含むものと し、裸備船契 約書を含まな いものとする 。
		円 二 百	（略）	
		き に つ	（略）	
		一通	（略）	

	九	貨物引換証 倉庫証券 又は船荷証 券	二 八 （同上）	
	九	1 貨物引換証 又は船荷証券 には、商法（ 明治三十二年 法律第四十八 号）第五百七 十一条第二項 （貨物引換証 ）の記載事項 又は同法第七 百六十九条（	（同上）	の用船契約書 を含むものと し、裸用船契 約書を含まな いものとする 。
		円 二 百	（同上）	
		き に つ	（同上）	
		一通	（同上）	
		本の 贍	（同上）	
		1 船荷	（同上）	

を有するもの
を含むものと
する。
2| 船荷証券又は
複合運送証
券には、商法
第七百五十八
条（船荷証券
の記載事項）
（同法第七百
六十九条第二
項（複合運送
証券）におい
て準用する場
合を含む。）
の記載事項の
一部を欠く証
書で、これら
の証券と類似
の効用を有す
るものを含む
ものとする。

船荷証券）若
しくは国際海
上物品運送法
（昭和三十二
年法律第七
十二号）第七
条（船荷証券
）の記載事項
の一部を欠く
証書で、これ
らの証券と類
似の効用を有
するものを含
むものとする
9 |
2| 倉庫証券に
は、預証券、
質入証券及び
倉荷証券のほ
か、商法第五
百九十九条（
預証券等）の

二十 十 略	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
二十 十 同	
(同上)	
(同上)	記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。
(同)	
(同)	

改正案	現行
<p>(船舶先取特権)</p> <p>第九十五条 制限債権者は、その制限債権（物の損害に関する債権に限る。）に関し、事故に係る船舶及びその属具について先取特権を有する。</p> <p>2 前項の先取特権は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百四十二条第五号の先取特権に次ぐ。</p> <p>3 商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十四条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特権について準用する。</p> <p>4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十六条の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。</p>	<p>(船舶先取特権)</p> <p>第九十五条 制限債権者は、その制限債権につき、事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送賃の上に先取特権を有する。</p> <p>2 前項の先取特権は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。</p> <p>3 商法第八百四十三条、第八百四十四条第二項本文及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権について準用する。</p> <p>4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十七条第一項の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。</p>

改正案

（船舶先取特権）

第四十条 タンカー油濁損害に係る制限債権者は、その制限債権に關し、事故に係る船舶及びその属具について先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百四十二条第五号の先取特権に次ぐ。

3 商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十四条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特権について準用する。

4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十六条の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

現行

（船舶先取特権）

第四十条 タンカー油濁損害に係る制限債権者は、その制限債権につき、事故に係る船舶、その属具及び受領してない運送貨の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。

3 商法第八百四十三条、第八百四十四条第二項本文及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権について準用する。

4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十七条第一項の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

改正案	現行
<p>（倉荷証券の発行）</p> <p>第十五条 第九条第二項第三号又は第四号に掲げる保管事業を行う組合は、農林水産大臣及び国土交通大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条の規定は、第一項の倉荷証券について準用する。</p> <p>5 （略）</p> <p>第十八条 商法第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。</p>	<p>（倉荷証券の発行）</p> <p>第十五条 第九条第二項第三号又は第四号に掲げる保管事業を行う組合は、農林水産大臣及び国土交通大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>4 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項及び第六百二十八条の規定は、第一項の倉荷証券について準用する。</p> <p>5 （同上）</p> <p>第十八条 商法第六百十六条第一項、第六百十七条から第六百二十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。</p>

改正案

（不動産に対する強制競売の規定の準用）

第二百一十一条 前款第二目（第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条、第六十四条の二、第八十一条及び第八十二条を除く。）の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。この場合において、第五十一条第一項中

「第八十一条第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（船舶の競売）

第八十九条 前章第二節第二款及び第八十一条から第八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条第一項から第三項までに規定する文書」と、第八十一条第一項第四号中「一般の先取特権」と

現行

（不動産に対する強制競売の規定の準用）

第二百一十一条 前款第二目（第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条、第六十四条の二、第八十一条及び第八十二条を除く。）の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。

（船舶の競売）

第八十九条 前章第二節第二款及び第八十一条から第八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条第一項から第三項までに規定する文書」と、第八十一条第一項第四号中「一般の先取特権」と

あるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

あるのは「一般の先取特権又は商法第八百四十二条に定める先取特権」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（会社法等の準用） 第二十一条（略）</p> <p>2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第一章（第五百一条から第五百三条までを除く。）（総則）の規定は相互会社の行う行為について、同編第二章（売買）の規定は相互会社が商人又は相互会社（外国相互会社を含む。）との間で行う売買について、同編第三章（交互計算）の規定は相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同編第五章（第五百四十五条を除く。）（仲立営業）の規定は相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同編第六章（第五百五十八条を除く。）（問屋営業）及び同法第五百九十五条（受寄者の注意義務）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（非社員契約） 第六十三条 相互会社は、剰余金の分配のない保険契約その他の内閣府令で定める種類の保険契約について、当該保険契約に係</p>	<p>（会社法の準用） 第二十一条（同上）</p> <p>2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第一章（第五百一条から第五百三条まで及び第五百二十三条を除く。）（総則）の規定は相互会社の行う行為について、同編第二章（売買）の規定は相互会社が商人又は相互会社（外国相互会社を含む。）との間で行う売買について、同編第三章（交互計算）の規定は相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同編第五章（第五百四十五条を除く。）（仲立営業）の規定は相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同編第六章（第五百五十八条を除く。）（問屋営業）及び同法第五百九十三条（寄託）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>3・4（同上）</p> <p>（非社員契約） 第六十三条 相互会社は、剰余金の分配のない保険契約その他の内閣府令で定める種類の保険契約について、当該保険契約に係</p>

る保険契約者を社員としない旨を定款で定めることができる。

2 5 4 (略)

5 商法第三編第七章(海上保険)の規定は、第一項の保険契約(海上保険契約に該当するものに限る。)について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

(会社法等の準用)

第百九十八条 (略)

2 商法第二編第一章(第五百一条から第五百三条までを除く。

(総則)の規定は外国相互会社の行う行為について、同編第二章(売買)の規定は外国相互会社が商人又は相互会社(外国相互会社を含む。)との間で行う売買について、同編第三章(交互計算)の規定は外国相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同編第五章(第五百四十五条を除く。)(仲立営業)の規定は外国相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同編第六章(第五百五十八条を除く。)(問屋営業)及び同法第五百九十五条(受寄者の注意義務)の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。

(結約書の記載事項)

第百九十八条 保険仲立人に対する商法第五百四十六条第一項

る保険契約者を社員としない旨を定款で定めることができる。

2 5 4 (同上)

5 商法第三編第六章(海上保険)の規定は、第一項の保険契約(海上保険契約に該当するものに限る。)について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (同上)

(会社法等の準用)

第百九十八条 (同上)

2 商法第二編第一章(第五百一条から第五百三条まで及び第五百二十三条を除く。)(総則)の規定は外国相互会社の行う行為について、同編第二章(売買)の規定は外国相互会社が商人又は相互会社(外国相互会社を含む。)との間で行う売買について、同編第三章(交互計算)の規定は外国相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同編第五章(第五百四十五条を除く。)(仲立営業)の規定は外国相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同編第六章(第五百五十八条を除く。)(問屋営業)並びに第五百九十三条(寄託)の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。

(結約書の記載事項)

第百九十八条 保険仲立人に対する商法第五百四十六条第一項

(「結約書の交付義務等」(第二百九十三条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、同項第二号中「その要領」とあるのは、「内閣府令で定める事項」とする。

(「結約書作成及び交付義務」(第二百九十三条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、同項中「其要領」とあるのは、「内閣府令で定める事項」とする。

二十五 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）

改正案	現行
<p>（動産の譲渡の對抗要件の特例等）</p> <p>第三条 法人が動産（当該動産につき倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第七十八条の引渡しがあったものとみなす。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（動産の譲渡の對抗要件の特例等）</p> <p>第三条 法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第七十八条の引渡しがあったものとみなす。</p> <p>2・3 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（農林中央金庫の行為等についての商法の準用）</p> <p>第七条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百四条から第五百二十二条までの規定は農林中央金庫の行う行為について、同法第五百二十四条から第五百二十八条までの規定は農林中央金庫が行う売買について、同法第五百二十九条から第五百三十四条までの規定は農林中央金庫が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条までの規定は農林中央金庫が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十一条から第五百五十七条まで及び<u>第五百九十五条</u>の規定は農林中央金庫について準用する。</p>	<p>（農林中央金庫の行為等についての商法の準用）</p> <p>第七条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百四条から第五百二十二条までの規定は農林中央金庫の行う行為について、同法第五百二十四条から第五百二十八条までの規定は農林中央金庫が行う売買について、同法第五百二十九条から第五百三十四条までの規定は農林中央金庫が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条までの規定は農林中央金庫が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十一条から第五百五十七条まで及び<u>第五百九十三条</u>の規定は農林中央金庫について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（商法の一部改正）</p> <p>第三条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（削る）</p> <p>（中略）</p> <p>第五百二十六条第三項中「売主がその瑕疵又は数量の不足につき」を「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が」に改める。</p> <p>（削る）</p> <p>第五百七十三條第二項を削り、同条第三項中「若しくは瑕疵又は荷送人の過失」を「又は瑕疵」に、「運送人は、運送賃の全額を請求することができる」を「荷送人は、運送賃の支払を拒むことができない」に改め、同項を同条第二項とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（商法の一部改正）</p> <p>第三条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第五百九十二条」を「第五百九十二条ノ二」に改める。</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>第五百六十七条中「債権ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。</p> <p>（新設）</p> <p>第五百七十六條を次のように改める。</p> <p>第五百七十六條 運送品ノ全部又ハ一部ガ其性質又ハ瑕疵ニ因リテ滅失シタルトキハ荷送人ハ運送賃ノ支払ヲ拒ムコトヲ得ズ</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(商法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に商人の他の商人に対する営業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその営業譲渡については、前条の規定による改正後の商法（以下この条において「新商法」という。）第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた前条の規定による改正前の商法（以下この条において「旧商法」という。）第五百七条に規定する契約の申込みについては、なお従前の例による。

3～8 (略)

9 施行日前に締結された運送契約に係る運送賃については、新

第二編第八章第三節中第五百九十二条の次に次の一条を加える。

第五百九十二条ノ二 第五百六十七条ノ規定ハ旅客ノ運送人ニ之ヲ準用ス

第六百十三条第二項中「手形法」の下に「（昭和七年法律第二十号）」を加える。

第七百六十五条中「債権ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

第七百九十八条第二項中「ヨリ」の下に「船舶ノ衝突ニ付テハ損害及ビ加害者ヲ知リタル時ヨリ」を加える。

(商法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に商人の他の商人に対する営業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその営業譲渡については、前条の規定による改正後の商法（以下この条において「新商法」という。）第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた前条の規定による改正前の商法（以下この条において「旧商法」という。）第五百七条に規定する契約の申込みについては、なお従前の例による。

3～8 (同上)

9 施行日前に締結された運送契約に係る運送賃については、新

商法第五百七十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(削る)

(削る)

(保険業法の一部改正)

第八十五條 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

(削る)

(中略)

(削る)

(後略)

(鉄道営業法の一部改正)

第三百三條 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

商法第五百七十六條（新商法第七百六十六條（新商法第七百八十七條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 新商法第五百九十二條ノ二の規定は、施行日前に締結された運送契約に係る旅客の運送人の債権については、適用しない。

11 施行日前に船舶の衝突による債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、新商法第七百九十八條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)

第八十五條 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の見出しを「(会社法等の準用)」に改め、同條

第二項中「及び第五百二十三條」を削る。

(同上)

第九十八條第二項中「及び第五百二十三條」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(同上)

(鉄道営業法の一部改正)

第三百三條 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第一章中第十八条ノ三を第十八条ノ四とする。

(後略)

(同上)

第一章中第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八条ノ四とする。

(同上)